

人権施策基本方針PDCAシート【令和6年度計画】

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
人権全般(人権教育)	1	人権教育推進事業	人権が尊重された学校、社会づくりの実現に向けて、学校、家庭、地域とが連携した組織的・計画的な人権教育の推進に取り組んでいる。 児童生徒、教職員、保護者等の人権尊重の意識を育むため、人権教育研修や授業等の充実を図る必要がある。 人権教育主任の専門性やマネジメント力の向上を図ると共に、人権教育に関する指導方法の改善及び充実に繋がる実践研究とその普及により人権教育の一層の推進を図る。	・人権教育主任連絡協議会(人権教育主任研修)の実施 ・人権教育研究推進事業の実施 ・PTA人権教育研修支援の実施	人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。	・各年度の研修満足度を80%以上にする。 ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高:100% ・「地域や社会を良くするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高:70% 設定年度:R元年度末 第3期高知県教育振興基本計画	・人権教育主任連絡協議会(小中、高特)実施(5・6月) ・人権教育主任研修(小中、高特)実施(10・11月:オンライン) ・研究計画(指定校)に沿った取組を実施し、研究アドバイザーとともに人権教育推進がより効果的になるよう指導助言を行う。 ・指定校の合同研修等を実施し、情報共有や研究の質が高まるよう働きかけを行う ・PTA研修等への支援として、年度当初に各学校に募集要項を配布して周知を図る。	人権教育・児童生徒課
人権全般(人権教育)	2	園内研修支援事業	各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。	園内研修支援の実施 (園内研修支援・ブロック別研修支援)	生活のなかで乳幼児の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権意識の基礎を育む保育・教育が行われる。	県内どこにおいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現に向けて、各園の園内研修が活性化し、教育・保育の質の向上が図られている。 ・教育・保育の質の向上に関する園内研修(外部から講師等を招聘して行うもの)を実施している園の割合 80%以上 ※第4期高知県教育振興基本計画(R6～9年度)	・園内研修支援(園内研修及びキャリアアップ実践研修支援) ・ブロック別研修支援	幼保支援課
人権全般(人権教育)	3	人権教育セミナーの実施	研修への参加者数は人権課題等によってばらつきがあるものの、人権教育主任や中堅教諭等資質向上研修対象者等を中心に積極的な参加がみられる。 学校現場では学校等の実態に応じた人権課題について、組織全体で対応していると考えられ、各校で重点的に取り組む人権課題が異なっている。	先進的な情報を提案できる講師による講演会を人権課題ごとに5年間で2回以上実施	教職員が人権課題を正しく認識し、課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」における受講者アンケート結果 :4件法で平均3以上	・実施日(7/24、8/26、8/27) ・人権課題:子ども、性的指向・性自認、外国人、同和問題、災害と人権、女性・犯罪被害者等 ・人権教育主任連絡協議会に参加し、校種ごとに人権教育セミナーの案内と校内へのポスター掲示を呼びかける。 ・幅広く参加者を募るため、年度当初にチラシを掲示板に掲載する。	教育センター
人権全般(人権教育)	4	私立学校を対象とする訪問指導、研修会等	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。 社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。	各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	・私立学校への訪問指導(各学校定例4回+要請により随時) ・研修会等の開催、支援(県主催3回、高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会主催5回)	私学・大学支援課
人権全般(人権啓発)	5	市町村人権教育・啓発担当者の研修会	人権・男女共同参画課、県人権啓発センター、県教委人権教育・児童生徒課の3者で市町村担当者との研修会をブロック別及び全体会を実施している。 今後も、参加者のスキルアップにつながる内容にしていくことが必要である。	人権担当職員の情報交換やスキルアップを図る研修会の実施	市町村職員の知識とスキルが向上し、市町村の人権施策が推進される。	—	市町村との情報交換や地域における人権啓発活動の連携を図るため、市町村の担当者等を対象とした研修会を開催する。 第1回:人権施策説明及び市町村の実績発表・意見交換会 5月14日 中部地区 5月24日 西部地区 5月29日 東部地区 第2回:全体会 市町村の取り組み実施状況と成果検証	人権・男女共同参画課
人権全般(人権啓発)	6	市町村による講演会やイベント等の啓発活動への支援(人権啓発活動市町村委託)	当初予定していた事業が実施困難となる場合があるが、代替事業を立案するなど、各市町村が工夫して啓発活動を実施することができている。	市町村への事業委託による各市町村での講演会やミニフェスティバルの啓発活動の実施	県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施され、人権尊重思想の普及・高揚につながる。	—	・国の委託事業「人権啓発活動地方委託」の実施 (1) 講演会の開催 (2) 人権啓発に係る資料の作成・配付 (3) 放送広告の実施 (4) 新聞等広告の掲載 (5) 研修会(地域行政関係者研修会、地域住民懇談会)の開催 (6) 地域人権啓発活動活性化事業の実施 (7) その他の啓発活動の実施	人権・男女共同参画課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
人権全般(人権啓発)	7	隣保館職員研修会、隣保館運営指導の実施	隣保館職員は多岐にわたる日々の相談業務に対応するため、短時間で専門的知識を習得する必要がある。 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館として、多様化した住民のニーズに対応していく必要がある。	・隣保館職員等研修事業を委託により実施し、隣保館職員に多様な研修を行う。 ・隣保館を定期的に訪問し、運営に係る適切な指導助言を行う。	隣保館職員が知識とスキルを身につけ、相談事業や人権課題解決のための事業が実施されている。	—	・隣保館職員への研修の実施 (1)新任職員研修 年2回 (業務、心構え等) (2)館長研修 年1回 (国、県の施策動向、館運営等) (3)女性職員研修 年2回 (DV、セクハラ、児童虐待等) (4)専門職員研修 人権課題別研修年3回 (第3次改訂版の人権課題等) (5)地域課題研修 東部・中部・高吾・幡多で各1回以上 ・隣保館への訪問・相談状況の聞き取り	人権・男女共同参画課
人権全般(人権啓発)	8	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修や人権リーダー養成講座(企業対象)の実施	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の令和4年度実績としては、771回(特設ホームページへのアクセスによる研修638回を含む)実施し、受講者は5,560人であった。 今後も受講者が人権課題に関心を持ち、主体的な実践や広がりにつながる研修となるよう、継続的な工夫・改善が必要である。 人権リーダー養成講座(企業対象)の令和4年度実績としては、人権の視点を持って企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間2回開催しており、参加者へのアンケートでは「研修を受けて社内の啓発実践に取り組みたいと思った」と回答した割合は、平均94.9%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施 企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施	(県民に)身近な人権課題に対する正しい理解と認識が深まる。 人権リーダー養成講座(企業対象)の参加者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが職場や顧客対応などに生かされるようになる。	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を85%以上にする。 人権リーダー養成講座(企業対象)の参加者の「個別の人権課題への理解が深まった」の割合:90%以上 人権リーダー養成講座(企業対象)の受講者の「会社での啓発実践に取り組みたい」の割合:90%以上	・自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修などに、(公財)高知県人権啓発センターの研修講師及び外部人材(登録講師)を派遣し、効果的な人権啓発研修を実施する。 ・人権啓発研修 ヒューマンパワー育成講座 企業等の社会的責任と人権に関する講座を開催し、人権の視点を企業・団体等の活動に取り入れる重要性について、管理職と人権啓発担当者それぞれの認識を深める。(全2回)	人権・男女共同参画課
人権全般(人権啓発)	9	人権啓発フェスティバル等の開催	令和4年度実施の人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」の参加者は約5,000人であった。アンケートで「人権問題への関心や理解が「大変深まった」、「深まった」の割合は94.5%であった。 今後も、県民が様々な人権問題に関心を持ち、理解を深めることができるよう、内容や周知方法を工夫する必要がある。	「人権週間」の周知と合わせた人権啓発フェスティバルの開催 (H29からは「障害者週間の集い」を同時開催)	県民の身近な人権課題に対する関心や正しい理解と認識が深まる。	人権啓発フェスティバル参加者へのアンケートで「人権課題への理解が深まった」の割合を90%以上にする。	こころんフェスタ 人権週間(12月4日～10日)にあわせて、高知市中央公園にて県民が気軽に楽しく参加できる人権啓発フェスティバルを開催する。	人権・男女共同参画課
人権全般(人権啓発)	10	人権啓発講演会や映画上映会(県民対象)の実施	・令和4年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間4講座開催しており、参加者へのアンケートでは「個別の人権課題への理解が深まった」と回答した割合は、平均96.3%であった。 今後も引き続き内容の充実が必要である。	県民を対象とした様々な人権課題についての講演会等の実施	県民が身近な人権課題に関する正しい認識や知識を身に付ける。	参加者へのアンケートで「個別の人権課題への理解が深まった」の割合を90%以上にする。	人権啓発研修 ハートフルセミナー 県民を対象に人権啓発にかかわる研修講座を開催し、人権問題に対する興味関心を高める。(全5回)	人権・男女共同参画課
人権全般(人権啓発)	11	(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施	人権全般にわたって相談を受け付け、関係機関との連携を図り、対応している。 今後もきめ細やかな対応を行うとともに、関係機関との連携を密にしていける必要がある。	(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施	県民から相談しやすく信頼される相談機関となる。	—	県民からの人権に関する相談を受け、関係機関とも連携して助言等を行う。	人権・男女共同参画課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
人権全般(人権啓発)	12	マスメディアを活用した啓発、人権相談窓口の広報・周知	令和4年度は、新聞への人権コラムの掲載(年7回)や、過去2年間のコラムと季刊誌「こころんだより」をとりまとめた啓発資料「人権コラム集～心呼吸～」を作成した。 また、人権に関するテレビCMを放映した。 今後も引き続き、社会情勢に即した人権課題の選定及び人権課題が偏らないように、情報収集を行う必要がある。 人権に関する県民意識調査より、人権が侵害されても、誰にも相談せず、諦めたり我慢したりする人が多いため、気軽に相談できる相談窓口の周知が必要である。	新聞、テレビなど様々なマスメディアを通じて個別の人権課題を広く県民に周知する。 WEB広告による相談機関の広報や相談機関一覧のチラシの配布を行う。	(県民に)身近な人権課題に対する正しい理解と認識が深まる。 人権相談窓口の広報・周知により、県民が相談しやすい機運の醸成を図る。	—	①テレビCM等 スポットコマーシャルなどを製作してマスメディアやSNS等により人権課題に関する広報・啓発を行う。 ②高知新聞コラム 有識者が執筆した人権啓発に関するコラムを高知新聞に掲載する。(年7回掲載の予定)	人権・男女共同 参画課
人権全般(人権啓発)	13	公共交通機関を活用した人権啓発広告等	路面電車1両へ複数のポスターを掲示し、広く県民の目にふれるかたちでの啓発を行っている。(ポスタージャック) 今後も、他機関との連携による掲示物の確保が必要である。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示	(県民の)人権課題に対する正しい理解と認識が深まる。	—	とさでん交通 路面電車 ポスタージャック 路面電車の車内に、人権啓発ポスター等を掲示する。	人権・男女共同 参画課
人権全般(人権啓発)	14	様々な広報媒体等を活用した人権啓発の充実 (季刊誌、ホームページ、SNS、DVD等)	季刊誌「こころんだより」を年4回、各8,000部発行している。また、令和2年度から公式Facebook等を運用している。 今後も、幅広い世代に興味や関心を持ってもらえる「こころんだより」の発行やSNS等での効果的な情報発信が必要である。 図書資料室の令和4年度実績としては、利用者682人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出954件であった。 図書資料室の周知を図るとともに、幅広い年代が興味関心を持つことができる図書やDVDを整備する必要がある。	人権広報誌の発行や人権啓発センターの事業等の情報発信 人権啓発センター図書資料室の利用促進	県民に身近な人権課題についての情報や人権啓発センターの取組について、多くの県民に周知できている。 県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	図書資料室の利用者数を900人(令和4年度実績の約1.3倍)以上にする。	①人権啓発マスコットキャラ「こころん」を使用した広報 季刊誌「こころんだより」の発行やHP、SNSを活用した情報発信、こころんの着ぐるみや紙芝居の貸し出しを行う。 ②人権啓発センターの図書館「じんけんライブラリー」を活用した人権啓発 新刊の書籍や雑誌、DVDの購入、寄贈図書の受け入れにより、ライブラリーの人権教材の充実を図り、閲覧・貸し出しによる人権啓発を行う。	人権・男女共同 参画課
人権全般(人権啓発)	15	人権啓発活動団体への支援	令和4年度は、民間団体の自主的な人権意識の向上のための活動への支援を6団体に行った。様々な民間団体への支援につなげるため、事業の周知方法等の検討が必要である。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援を行う「ふれあい支援事業」を実施	職場や地域などで主体的に人権に関する学習等が行われ、各地域から人権意識の高揚が図られる。	—	県内のNPO法人やボランティアグループ等の民間団体が自ら企画し実施する人権啓発に関する事業を支援する。 【支援先】県内のNPO法人やボランティア団体など 【支援率】事業費の80%(5万円以下の場合100%) 【上限額】20万円 【対象事業】①講演・研修・シンポジウム等 ②人権啓発資料の作成・配付 ③ふれあい交流・体験活動 ④その他、人権啓発に寄与するもの	人権・男女共同 参画課
人権全般(人権啓発)	16	スポーツ組織等との協働イベントの開催	子どもへの人権啓発に関する取組として、人権野球教室や人権サッカー教室を県内のスポーツ組織と共に実施している。 今後も、子どもの気付きにつながる内容としていく必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる子どもが多くなる。	イベント参加者へのアンケートで「いじめなどの人権問題について関心は深まった」の割合を90%以上にする。	県内のスポーツ組織と連携・協力し、子どもたちに向けた人権啓発事業を行う。	人権・男女共同 参画課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
人権全般(人権啓発)	17 新規	市町村の包括的な支援体制の整備	<p><たて糸の取り組み> ○包括的な支援体制の整備はほぼすべての市町村長が賛同している一方で、担当課レベルでは必要性は認識しているが、重層事業の実施に伴う有効性や効率性の観点よりも事務負担や手続き面の煩雑さといった負の側面が印象付いてこの足を踏んでいる市町村が多い。</p> <p><よこ糸の取り組み> ○重層事業を活用してコミュニティソーシャルワーカーや保健師等、地域活動ができる人を雇用したいが、市町村も社協も募集しても応募がなく、人材不足に困っているという声が多数。 ○「10年前と比べて格段に地域のつながりや支え合いの力が落ちた」、「地域にもこのことを頼みづらい雰囲気になっている」といった声が大多数。 地域のつながりや人と人のネットワークの再生に向けて、県民向けの意識醸成に向けた広報・啓発が課題。</p>	<p>○多機関協働型の包括的な支援体制づくり(たて糸) ○「つながり」を実感できる地域づくり(よこ糸) ・人と人のつながりの再生に向けたネットワークづくり ・地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大 ・県民の理解促進と参画意識の醸成</p>	複合課題への対応力が向上するとともに、地域のつながりや支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている	市町村の包括的な支援体制の整備数:全市町村(R9)・第5期日本一の健康長寿県構想 コミュニティソーシャルワーカー養成数:200名(R9)・第5期日本一の健康長寿県構想	<p>【拡充】・トップセミナー(5月) ・市町村長訪問(5月～6月) ・ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト 気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修(通年) 【新規】地域共生社会講座動画(～9月制作、10月公開) ・ブロック別四者協議(8～9月) 【拡充】・重層的支援体制整備事業導入研修(10月) ・包括的相談支援対応力向上研修(12月) 【拡充】・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(6～9月) ・高知家地域共生社会推進宣言企業の募集(通年) 【新規】・高知家地域共生社会推進宣言企業と大学生との協働による新たな地域活動(6月頃～)</p> <p>【随時実施】 ・各市町村の体制整備の状況の把握や、課題整理、要望対応 ・包括的な支援体制の基準に基づく確認 ・地域福祉計画の改定に向けた助言、進捗管理 ・地域共生社会推進アドバイザーの派遣 【拡充】・ポータルサイトを活用した好事例や先進的な取り組みのプロモーション、広報活動 など</p>	地域福祉政策課 (地域共生社会室)
人権全般(人権啓発)	18 新規	高知県の地域の見守り活動に関する協定	地域での見守り活動は、日ごろから地域住民からの相談や支援に取り組まれている民生委員・児童委員に中心的な役割を担っていただいているが、児童虐待や悪徳商法といった深刻な問題への対応も増加し、見守りなどの日常的な訪問活動を行うことが難しい状況となっている。このため、日ごろから地域住民の方々と接する機会が多い民間の事業者と連携したネットワークを築くことを目的として民間事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県において3者協定を締結している。(令和5年度末時点での締結数は25件)	<p>【地域見守り協定】 ・地域見守り活動の推進、協力事業者及びネットワークの強化・拡大 ・地域見守り協定3者会の開催 年1回</p> <p>【地域見守り協定ロゴマークの活用】 ・事業所に配布しているシール・缶バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR</p>	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていることができる社会の実現	—	<p>・事業者及び地域活動団体に対して、見守り協定締結の働きかけを実施 ・協定事業者、県民児連、高知県の三者による三者会を開催し、協定に基づく見守り活動の状況等について情報共有するとともに、概要を県HPにて周知 ・事業者に配布している協定ロゴマークのシール・バッジ等を日常業務の中で活用することで、見守り活動のPRを実施 ・見守り協定に関する住民向け広報チラシの作成</p>	地域福祉政策課 (地域共生社会室)
人権全般(人権啓発)	19 新規	ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの推進	<p>【No.17一部再掲】 <よこ糸の取り組み> ○重層事業を活用してコミュニティソーシャルワーカーや保健師等、地域活動ができる人を雇用したいが、市町村も社協も募集しても応募がなく、人材不足に困っているという声が多数。</p>	<p>【No.17一部再掲】 ○「つながり」を実感できる地域づくり(よこ糸) ・人と人のつながりの再生に向けたネットワークづくり</p>	複合課題への対応力が向上するとともに、地域のつながりや支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている	<p>【No.17一部再掲】 コミュニティソーシャルワーカー養成数:200名(R9)・第5期日本一の健康長寿県構想</p>	<p>【No.17一部再掲】 ・ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト 気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修(通年) 【新規】地域共生社会講座動画(～9月制作、10月公開) 【拡充】・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(6～9月)</p>	地域福祉政策課 (地域共生社会室)
人権全般(人権啓発)	20	「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業	人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高まりは見られるものの、団体によっては意識向上に課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	団体職員が、人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合、森連、森林組合、水産業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	<p>・人権啓発資料の配布及び本事業の分析アンケートの実施。 ・アンケートにおいて80点以上を獲得する団体が8割以上となることを目指す。</p>	農業政策課 森づくり推進課 水産政策課
同和問題	21	「部落差別をなくする運動」強調旬間啓発事業	令和4年度は、「部落差別をなくする運動」強調旬間事業として講演会を開催し、110名の参加があった。 令和4年度に実施した「人権に関する県民意識調査」では、「結婚するとき」や「不動産を購入したり、借りたりするとき」など、様々な場面で同和地区や同和地区の人ということを意識するとの回答が一定数あり、根強い差別意識が伺えることから、今後もこの問題への正しい理解と認識を深めるために、知見の高い講師の招聘と、効果的な広報が必要である。	「部落差別をなくする運動」強調旬間における講演会等の実施	(県民に)「同和問題」に対する正しい理解と認識が深まる。	<p>・「部落差別をなくする運動」強調旬間の講演会参加者へのアンケートで「同和問題への理解が深まった」の割合を85%以上にする。 ・「部落差別をなくする運動」強調旬間の講演会参加者数を5年間で累計800人以上にする。</p>	<p>「部落差別をなくする運動」強調旬間(7月10日～20日)にあわせて、講演会や新聞広告等の啓発を行う。</p> <p>・強調旬間事業 【開催日】 令和6年7月19日(金) 【内容】 演奏:和太鼓演奏 明德義塾中学校・高等学校和太鼓部 講演:部落差別を通して考える日常の中の差別 ー「私は差別なんかしてない!」と思いませんか?ー 上川 多実 (BURAKU HERITAGE メンバー)</p>	人権・男女共同参画課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
同和問題	22 新規	インターネットの部落差別投稿のモニタリングと削除要請	近年、SNSや電子掲示板等に他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が書き込まれるなど、人権を侵害する事例が増加している。インターネットによる差別的な書き込み等があった場合、サイトの管理者に対し、書き込みの削除を要請するとともに、市町村担当者においても適切に対応できるように情報提供等を行う必要がある。	・引き続き、インターネット上の部落差別情報に関する書き込みのモニタリングと削除要請を行うとともに、特に悪質なものについては法務局へ通報を行う。 ・市町村に対し、インターネットによる差別的な書き込み及びその対応について情報提供を行う。 ・他の自治体や関係機関と情報共有を行い、インターネットのモニタリング及び削除要請に関するスキルアップを図る。	インターネット上の書き込み等をモニタリングし、差別的な書き込みについては削除要請を行うことで、インターネットによる人権侵害が予防される。	—	インターネット上の差別的投稿に関するモニタリングとその削除要請を専門業者(PTW)に委託することにより取組を強化する。	人権・男女共同参画課
同和問題	23 新規	インターネットによる部落差別投稿対策の市町村への周知	これまでも市町村に対して、情報提供や啓発資料を通して周知してきた。今後は、県が行った削除依頼の情報も提供しつつ、市町村も自らに対応していく必要がある。	市町村人権担当職員研修会での情報提供	市町村人権担当職員がインターネット上の人権侵害の書き込みへの対応スキルを身に付け、各市町村で削除要請等の対応ができる状態となる。	—	市町村人権担当職員研修会で情報共有、情報発信を行う。	人権・男女共同参画課
女性	24	様々な広報媒体等を活用した社会の意識改革に向けた取組	・こうち男女共同参画センター「ソーレ」での、広報紙・啓発誌の作成及び配布、講演・研修会の開催等の啓発事業の他、ホームページやメールマガジン、県の広報誌等を活用した広報を実施している。 ・ソーレのfacebookを29年度に開設し、講演会や講座等の広報媒体として活用している。 ・情報提供先や方法の見直しなど、効果的な広報についての検討が必要である。	こうち男女共同参画センター「ソーレ」での講演・研修会等の啓発事業や、SNSなどの広報媒体を活用した広報活動を実施	女性と男性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画し、共に支え合い、責任も分かち合う「男女共同参画社会」の実現が図られる。	—	・6月の男女共同参画推進月間や、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせた講演会を実施 ・情報紙やHP、SNSによるよりわかりやすくきめ細かな情報発信を年間を通じて実施 ・多様な啓発ツールを活用した広報活動を実施	人権・男女共同参画課
女性	25	ソーレによる講演会や講座等の実施、市町村等との連携強化	【現状】 こうち男女共同参画センター「ソーレ」で、男女共同参画推進月間講演会や出前講座の実施、団体の活動への助成等により、県民の自主的な取組を支援し、男女共同参画社会づくりに向けた啓発を行っている。 【課題】 若年層や男性の参加者が少ない傾向にあるため、事業内容や、広報・啓発の内容及び方法等について検討が必要である。	・男女共同参画推進月間講演会や各種講座の開催 ・講演会等のオンライン配信 ・自治体へのサテライト会場の設置 ・各種団体等の依頼に応じ、ソーレ職員等が講師として男女共同参画に関する出前講座を実施 ・男女共同参画を推進するグループ・団体等の事業を助成 等	県民に、男女が互いに支え合い、性別にかかわらずその能力を發揮できる男女共同参画社会づくりに向けた意識が醸成される。	—	・6月の「男女共同参画推進月間」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせた講演会等を実施 ・男女共同参画への理解・浸透を図るため、登録サポーター講師やソーレ職員、県内・県外講師が市町村や地域・団体に出向き出前講座を実施 ・県民からの企画提案事業を実施するほか、県民や団体等が実施する男女共同参画に関する事業を支援するため、ソーレいど事業を実施	人権・男女共同参画課
女性	26	市町村における男女共同参画計画策定の支援	男女共同参画計画策定市町村の割合 ・市：100%(11/11) * R3年度達成済 ・町村：65.2%(15/23) * R5年度1町策定 町村部には男女共同参画の専任部署がなく、他業務との兼任による人手不足が大きな課題。また、当該計画の策定は、法上、努力義務であることから、他計画が優先される状況。	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ(市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案)を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	市100%(11市) 町村100%(23町村)	こうち男女共同参画プラン (R3～R7年度) R7年度目標値 市100%(11市)、町村70%以上(17町村以上)	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ(市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案)を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	人権・男女共同参画課
女性	27	審議会等委員への女性登用	・審議会等委員への女性の割合は、平成29年5月1日現在で31.2%(要修正)で低迷している。 ・庁内への女性委員の参画の必要性のさらなる啓発や女性委員の割合が40%を下回る審議会についての事前協議の徹底が必要である。	・女性委員の割合が40%を下回る審議会について、事前協議の実施	庁内の審議会等委員への女性の参画が進むことで、政策に多様な視点が反映され、県全体の男女共同参画の意識啓発が進んでいる。	委員の男女構成の均衡(R7年度) こうち男女共同参画プラン (R3～R7年度)	・女性人材活用の必要性について全庁への周知 ・審議会等の女性人材リストの全庁への共有 ・女性人材リストの様式見直し、人材の追加	人権・男女共同参画課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
女性	28	配偶者等からの暴力の防止	○広報誌、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用し、広報・啓発を実施している。 ○今後もDVに対する正しい理解を深め、DVを許さない意識の醸成を推進していくためにも、さらなる意識啓発が必要。	・各種媒体を活用した啓発・広報の実施 ①テレビ・ラジオ等による広報、啓発 ②公共交通機関車内へのポスター等掲示による広報 ③市町村広報紙への広報文案の提供 ④広報・啓発資料作成・配布(DV相談カード、DV啓発チラシ、啓発ポケットカード)	・「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。 ・DV防止の意識啓発が十分に推進できている。	—	・講演会や講習会、研修会等の開催による啓発 ・広報紙やチラシ、ポスター、カード等の作成及び配布 ・公共交通機関等での広報・啓発ポスターの掲示 ・TVやラジオ等の各種媒体を活用した啓発の実施 ・高知城や鏡ダム及び永瀬ダムにおけるパープルライトアップの実施	人権・男女共同参画課
女性	29	女性相談支援センター及びソーレ等の相談機能の充実	○平成30年度～令和4年度の女性相談支援センターにおける相談件数は千件前後、こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談件数は2千件前後で推移している。 ○女性相談支援センター及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」の相談員のスキルアップを図るため、専門研修を受講。 ○県内相談機関の相談員を対象としたスキルアップ研修を実施(ソーレ)。	専門研修への参加等により相談員のスキルアップを図るなどして、相談体制を充実し、相談への対応、被害者の保護、自立への支援等を実施	女性相談支援センターやソーレが広く周知され、被害者支援ができています。様々な問題を抱える被害者への適切な対応、支援ができています。	—	こうち男女共同参画センター「ソーレ」で実施 ・女性のための一般相談 ・女性のための法律相談(予約制・月2日開設) ・女性のためのこころの相談(予約制・月2日開設) ・男性のための悩み相談(予約制・月4日開設) ・にじいろコール～LGBTsに関する相談～(月1日開設)	人権・男女共同参画課
女性	30	DV被害者支援関係機関との連携強化	・ブロック別関係機関連携会議、DV被害者支援ネットワーク会議及び専門家研修会を開催し、関係機関のネットワークづくりを図っている。 ・今後も関係機関と連携した効果的な広報の検討や、相談体制の充実が必要。	ブロック別関係機関連絡会議を通じ、市町村等の地域の関係機関との連携を強化し、被害者支援のネットワークの構築を目指す。	関係機関と女性相談支援センターとの情報共有及び連携による被害者支援ができています。	—	・県内全ブロック(5か所)でのブロック会議の開催 ・ネットワーク会議の開催 ・女性相談支援センター職員による各市町村・関係機関等への出張DV講座	人権・男女共同参画課
女性	31 新規	困難な問題を抱える女性への支援に向けた若年層等への広報の充実	・ラジオ、ホームページ等の広報媒体を活用し、広報・啓発を実施している。 ・今後も困難な問題を抱える女性に関する相談窓口を周知し、支援につなぐためにも、さらなる広報が必要。	・各種媒体を活用した広報・啓発の実施 ①ラジオ、ホームページ等による広報、啓発 ②広報・啓発資料作成・配布	困難な問題を抱える女性に関する相談窓口が十分に浸透している。	高校生の女性相談支援センターの認知度30.0%(R7年度) 高知県内困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画	・ホームページにおける困難な問題を抱える女性に関する相談窓口一覧の掲載 ・講演会や講習会、研修会等の開催による啓発	人権・男女共同参画課
女性	32 新規	県の支援調整会議による関係機関の連携強化、地域間の情報共有	・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、県における支援調整会議の設置が努力義務となった。 ・関係機関と連携した支援体制を整えるためにも、当会議の設置及び運用が必要である。	支援調整会議を通じ、市町村や関係機関との連携を強化し、困難な問題を抱える女性への支援に関するネットワークの構築を目指す。	関係機関と女性相談支援センターとの情報共有及び連携による困難な問題を抱える女性への支援ができています。	—	・支援調整会議の設置及び開催	人権・男女共同参画課
女性	33 新規	市町村における女性相談窓口の設置、女性相談支援員の配置、支援調整会議の設置	・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、市町村における女性相談支援員の配置及び支援調整会議の設置が努力義務となった。 ・最も身近な相談先である市町村における支援体制を整えるためにも、これらの配置や設置に向けた働きかけが必要。	女性相談支援員の配置、支援調整会議の設置について継続的に働きかけを。 ・最も身近な相談先である市町村における支援体制を整えるためにも、これらの配置や設置に向けた働きかけが必要。	市町村において困難な問題を抱える女性に対する支援体制が整っている。	市町村の女性相談支援員を配置している市町村数5市町村(R7年度) 高知県内困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画	・説明会の開催 ・個別訪問の実施	人権・男女共同参画課
女性	34	ワークライフバランス推進企業認証事業	急速に進む少子化が大きな社会問題となっており、その要因の1つとして仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されている。 次世代を担う子どもたちを健全に育むため、企業においても子育て支援に積極的に取り組む必要がある。 (ワークライフバランス推進延べ認証企業数 724社(R5.8末現在))	男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進等子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する「ワークライフバランス推進企業認証事業」を実施	企業において、仕事と家庭の調和が図られ、誰もが働きやすく働き続けられる職場環境づくりができています。	ワークライフバランス推進延べ認証企業数700社(R5年度) 第5期高知県産業振興計画	・重点業種：製造業、医療・福祉、運輸業への訪問の推進 目標：130社 ・中山間地域に所在する企業への訪問強化 目標：200社以上 ・小規模企業(従業員数10名未満の企業)への訪問強化	雇用労働政策課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							[P計画]年度計画	
女性	35	女性活躍推進研修会等の実施	固定的性別役割分担意識の解消等を図るためには、女性農業者の社会・経営参画等に向けたスキルアップを目的とした研修会等の実施が必要である。	女性農業者(農村女性リーダー等)の社会及び経営参画のための啓発活動や研修会の実施	女性農業者(農村女性リーダー等)の社会・経営参画への重要性と認識が高まる。	—	・女性の活躍推進に向け ①女性農業者向けのスキルアップ研修会の開催 ②男性や関係機関の理解促進 ③女性活躍事例集の作成 ④働きやすい環境づくりの推進に取り組む	環境農業推進課
女性	36	女性相談支援センターとの連携強化	○現状 ・各種会議等を通じて、女性相談支援センターと連携強化を図っている。 ・DV被害者について、女性相談支援センターと連携した避難措置、保護命令申立の支援を行っている。 ○課題 ・DV被害防止のため、女性相談支援センターとの緊密な連携を継続する必要がある。	○各種会議等を通じて、女性相談支援センターと連携強化を図る。 ○DV被害者について、女性相談支援センターと連携した避難措置、保護命令申立の支援を行っている。	女性相談支援センターとの連携強化により、DV被害者への各種支援が行われ、被害防止が図られる。	高知県警察運営指針及び重点目標	女性相談支援センターとの連携を強化し、DVを始めとする人身安全関連事案の被害者等の安全確保を最優先とした保護措置を徹底する。	県警人身安全対策課
子ども	37	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	児童生徒の声を聞きながら、児童生徒が明日も学校に行きたくなる魅力ある学校づくりを推進したり、児童生徒主体の取組を重点化することによって自己有用感を育もうとする取組等、発達支持的生徒指導を推進している。 現在ある学校行事や体験活動、異学年交流活動を、児童生徒が主体となった取組となるよう児童生徒の意識調査を元に取組を問い直し、工夫・改善することや、児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育てるために特別活動をさらに充実させ組織的に推進し、子どもたちの自尊感情や自己有用感、学習への意欲を高め、将来への夢や志を持たせる必要がある。	学校経営の中に生徒指導の視点を位置付け、発達支持的生徒指導を組織的に行うと共に、地域や保護者も巻き込みながら生徒の自尊感情や自己有用感を育む事業の実施(高知夢いっぱいプロジェクト推進事業)	各指定校において、組織的な生徒指導推進体制が確立され、開発的な生徒指導の充実が図られるとともに、その成果の県内の学校への普及が進んでいる。	○開発的な生徒指導が組織的に推進され、児童生徒の自尊感情や自己有用感が向上している。 ・「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 40%(R1:33%) ・「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒の割合 30%(R1:23%) (数値は指定2年目標の児童生徒意識調査で「そう思う」と回答した割合) ○不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。 ・在籍児童生徒数に対する新規不登校児童生徒数の割合が前年より減少している。 (数値は魅力ある学校づくり調査研究事業推進地域全体の割合) 第3期高知県教育振興基本計画	・推進校(区)の指定及び推進リーダーの配置 一市主体の取組(1市)、中学校区の取組(1中学校区)、学級活動を基盤とした話し合い活動の充実の取組(1推進地域・2小学校)、特別活動を柱にした地域を巻き込んだ小中連携の充実の取組(1地域)。※指定期間2～3年間。 ・推進校(区)における実践研究計画の策定・実施 一事業の流れ・事業実施、計画策定についての説明(前年度2～3月)、計画の確認(5月)、学校運営アドバイザー・指導主事等の訪問による指導助言(通年)、検証結果の確認(3月) ・推進校(区)の情報共有及び推進リーダーの育成 一推進リーダー会議(年4回)、学校支援会議(年1回) ・取組の成果普及 一公開授業研修会の実施、生徒指導主事会(担当者会)での実践発表等	人権教育・児童生徒課
子ども	38	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等活用事業の実施	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全公立学校への配置。 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的活用方法を考える必要がある。 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの専門性のさらなる向上が必要である。	スクールカウンセラー等活用事業の実施 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	・校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合全校種100% 設定年度:R5年度末 第4期高知県教育振興基本計画	・SC等及びSSWの全公立学校(小、中、高、特支)への配置を継続する。 ・アウトリーチ型SCの11市の教育支援センターへの配置を継続する。 ※SC:スクールカウンセラー ※SSW:スクールソーシャルワーカー	人権教育・児童生徒課
子ども	39	児童虐待に関する校内研修、体系的な教職員研修	全校が児童虐待について校内研修を実施できるよう、研修資料を作成。 児童虐待に関する研修実施率100%。 教職員が児童虐待を見抜く力を身に付けるとともに児童相談所や市町村に伝える必要がある。	全公立学校において、児童虐待に関する校内研修を毎年実施	児童虐待を見抜く力を備える教職員が増え、より迅速で適切な対応ができていく。	・県内すべての公立学校の児童虐待に関する校内研修実施率100%とする。 ・児童虐待に関する体系的な教職員研修を継続する。	・県内全ての公立学校において、校内研修を実施するよう依頼文書の発出 ・校内研修で活用できるプレゼン資料の作成及び全公立学校への配付	人権教育・児童生徒課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容(R6~R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
子ども	40	いじめ防止対策等総合推進事業の実施	いじめ防止対策推進法(H25)施行以降、いじめの積極的な認知に向けた取組が進み、早期発見・早期対応につながり、認知したいじめの多くは解消されるものの、いじめの重大事態が発生している。 この状況を踏まえると、学校の組織的ないじめ防止対策や子どもたちによる主体的な取組・保護者や地域、関係機関が連携したいじめ防止等の取組を推進していく必要がある。	いじめ防止対策等総合推進事業の実施 ・『「高知家」いじめ予防プログラム』の活用 ・スクールロイヤー活用事業 ・こうち高校生LINE相談	・各学校において、児童生徒の自主的ないじめ防止等の取組が推進される。 ・『「高知家」いじめ予防プログラム』の活用 ・学校・家庭・地域が一層連携を深め、「いじめは絶対に許されない」という意識が高まる。 ・ネットいじめ等の早期発見・対応により、深刻ないじめにつながらないようになる。	・令和5年度までに、延べ100校以上の学校に対して、PTA研修への支援を実施する。 ・児童生徒が主体となったいじめ防止等の取組が実施されている学校の割合 小学校80%以上、中学校80%以上、高等学校80%以上、特別支援学校80%以上 設定年度：H31年度末 第2期高知県教育振興基本計画 ・令和5年度までに、「高知家」いじめ予防プログラムを活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対し実施した学校の割合 教職員100%、保護者・地域80%以上 設定年度：R2年度末 第3期高知県教育振興基本計画	・「高知家」いじめ予防プログラム及び追補版の周知・活用を進め、いじめ防止につながる取組の充実を図る。 ・スクールロイヤーがその専門的知識や経験を基にいじめ予防教育や法的相談の対応を行い、事案の重篤化及び未然防止を図る。 ・県内の高校生を対象としたこうちLINE相談に、R6から県立中学も対象として実施する。多くの生徒に登録されるよう周知を図る。	人権教育・児童生徒課
子ども	41	親育ち支援啓発事業	子どもへの接し方がわからなかったり、子育てに不安や悩みを抱える保護者が多い。 複雑化・多様化する保護者の不安や悩みに、各保育所・幼稚園等で日常的・継続的に対応することが必要である。	親育ち支援啓発事業及び親育ち支援保育者スキルアップ事業の実施 ・保育者研修：親育ち支援の必要性や支援方法等について理解を深めるために、集合研修や園内での研修において、講話やワークショップ、事例研修を行う。 ・保護者研修：良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深めるために、講話やワークショップを行う。	親の子育て力を高めて、よりよい親子関係の構築を促し、子どもの健やかな育ちにつなげる。	保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・親育ち支援研修計画の作成率 100% ※第4期高知県教育振興基本計画(R6~9年度)	・保育者研修及び保護者研修の実施 ・県内の保育者が保育技術を子育てに役立つコツとして解説する動画の普及	幼保支援課
子ども	42	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実	小学校の97.3%に放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置されている。引き続き、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う放課後児童支援員等の専門知識・技能の向上や厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備のための支援が必要である。	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実	放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。	第4期高知県教育振興基本計画(R6~9年度)	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室143(41)カ所 児童クラブ186(88)カ所 (2) 活動内容の充実と支援員等の人材育成 ・支援員等の資質向上研修 年10回程度	生涯学習課
子ども	43	青少年教育施設主催事業	青少年教育施設で実施する様々な主催事業での体験活動を通じ、青少年の健全な育成に取り組んでいる。中1学級づくり合宿事業や不登校対策事業では、学校等と連携し、より効果的な目的達成のため、学校とのさらなる連携が必要である。	青少年教育施設主催事業(中1学級づくり合宿事業、不登校対策事業等)の実施	・中1学級にまとまりができ、学習に集中できる円滑な学級経営を行うことができる。 ・周囲とのコミュニケーション機会が増えることで、不登校などの課題を抱える生徒の登校などに向けたきっかけになる。 ・多様な体験活動や学習活動を通じ、青少年の自主性、社会性、協調性が育まれる。	第4期高知県教育振興基本計画(R6~9年度)	・魅力的な体験プログラムの実施 主催事業の実施(通年) ・様々な媒体による年間を通じた広報の実施 事業説明の実施(随時) ・不登校の未然防止 中1学級づくり事業の実施(4~6月) ・不登校児童・生徒の自立支援 不登校対策事業の実施(5~3月)	生涯学習課
子ども	44	体罰に関する実態把握の仕組みづくり	「高知県運動部活動ガイドライン」等に基づく部活動の適正な運営が行われるよう取組を進めているが、体罰や不適切な指導が根絶できたとはいえない状況がある。	アンケート調査により体罰等の実態の把握に努める。また、部活動指導者にガイドライン等の内容を周知するとともに、適切な指導についての研修を実施する。	体罰等が根絶された学校運営ができている。	—	①中学校体育主任研修会、高等学校及び特別支援学校体育主任研修会における適切な運動部活動運営に関する啓発 ②運動部活動指導員配置事業により、公立の中学・高等学校に地域運動部活動指導員を配置するとともに、適切な指導についての研修を実施 ③各県立学校において、「部活動に関するアンケート調査」の実施	保健体育課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
子ども	45	心の教育センター相談事業	心の教育センターに高度な専門性を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し相談支援体制を強化しているが、コロナ禍の時期以降、来所相談の受付件数は減少傾向にある。 相談を必要とする子どもや保護者が来所相談等に適切につながるよう、心の教育センターの相談業務について継続した広報・周知が必要である。 また、個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。	不登校やいじめをはじめとする子ども自身の悩みや、子どもの教育に関する保護者等の悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について、来所相談、出張教育相談、Eメール相談等を通して支援を行う。 年度当初に県内のすべての児童生徒に相談チラシを配付するとともに、多様な広報媒体や関係機関との連携を生かして、相談についての広報・啓発活動を行う。	心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。	心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)延べ3,700件以上 目標年度：H31年度 第2期高知県教育振興基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ■教育相談の実施 来所、出張、メール、電話、こうち高校生・県中生LINE相談 ■相談しやすい体制の充実 相談支援コーディネーターの配置、土日開所、東部・西部相談室の開室 ■広報活動の充実 チラシ・カード・ポスターの配付、広報誌への掲載、関係機関と連携した広報活動等 	心の教育センター
子ども	46	高知県子ども条例の推進	こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月1日から施行された。令和5年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定され、都道府県は「こども大綱」を勘案して、こども施策についての計画を定めるよう努めることとされている。本県では、こどもの尊厳や権利が守り、こどもが健やかに成長できる環境づくりを進めるために、「高知県子ども条例」を制定(平成25年4月改正施行)している。これまでの条例の理念の実現のために取り組んできたところだが、今後より一層、こどもが権利の主体であることの理解の促進や、こどもの意見を尊重し、多様な社会活動に参画できるように取り組むことが必要である。こども基本法を踏まえ、高知県子ども条例の理念を広く県民に伝えていく。	令和6年度に、「こども大綱」の内容を勘案して高知県「こども計画」を策定する予定である。計画には、これまでの子ども条例に基づく「子どもの環境づくり推進計画」が包含されることに加え、少子化対策総合プラン、子どもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭等自立促進計画も一体的なものとして包含される。 高知県「こども計画」は、本県のこども施策のマスタープランとなるものであり、関係部局がこの計画に位置づける多岐にわたるこども施策を、こどもや当事者等の意見を生かしながら着実に実施していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや若者が身体的・精神的・肉体的に幸福な生活を送ることができる高知県となっている。 ・「高知県子ども条例」の基本理念が広く県民に伝わっている ・高知県「こども計画」の各施策が着実に実施されている。 	高知県「こども計画」 ※令和7年3月末策定予定 ※計画年度は令和7年度からの5年間を予定しているが、国の「こども大綱」の改定に合わせて県計画を改定する必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> ①こども計画の策定に向けた作業 第1回策定部会：令和6年5月24日(金) 第2回策定部会：令和6年度 秋 第3回策定部会：令和6年度 冬 パブリックコメント：第3回部会後に実施(12月以降) 第4回策定部会：令和7年2月～3月頃 3月末計画策定 ②子どもの環境づくり推進委員会の開催(第9期) (公募：令和6年7月1日から8月5日まで) ③子ども条例フォーラムの開催 令和6年8月25日(日)午後1時から5時まで 会場：ちよりまちテラスホール ④子どもの環境づくり推進委員会の開催(第10期) (任期：令和6年10月12日まで) 第1回：令和6年6月2日(日) 第2回：令和6年 秋に開催予定 ⑤子どもの環境づくり推進委員会の開催(第10期) (令和6年10月～令和8年10月 2年間の予定) 第1回：令和6年10月頃 第2回：令和7年2月頃 	子育て支援課
子ども	47	官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの実施	・子ども人口が減少するなかで、児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にある。	国や民間団体と連携した啓発事業(オレンジリボンキャンペーン、ヤングケアラー、予期せぬ妊娠等)の推進	児童虐待防止や通告義務の啓発活動によって県民に取組が浸透し、早期発見されるケースが増えている。	重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・ポスター・チラシの配布 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(11月)におけるSNS広告による広報 	子ども家庭課
子ども	48	児童相談所及び市町村の相談支援体制の強化	・児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している中、児童相談所職員の専門性の向上、市町村におけるこども家庭センターの設置促進による母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の強化が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家等を招聘した体系的な職員研修、市町村の職員を対象とした研修を通じた相談対応力の向上 ・こども家庭センターの設置運営に係る経費への補助等による市町村の相談支援体制の強化 	職員の経験年数と研修の積み重ねにより、一定の専門性が確保されるとともに、チーム対応力も向上し、より児童虐待への迅速で適切な対応ができていく。	重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続 こども家庭センターの設置：全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所機能強化アドバイザーによる児童相談所職員及び市町村職員等への研修の実施 ・弁護士による定期的な相談、法的対応の代行の実施 ・市町村子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施 ・こども家庭センターの設置に向けた研修等の開催 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の活用促進 	子ども家庭課
子ども	49	いじめ問題等に係る私立学校サポート専門家チーム派遣	私立学校においては、学校設置者がいじめ事案について主体的に取り組んでいるが、対応に苦慮するケースや、解決までに長期化するケース、保護者の理解が得られにくいケースが発生している。	対応に苦慮することが予想される事案等に対し、専門家としての見地から助言を行う「私立学校サポート専門家チーム」を設置し、学校からの要請に応じて学校に派遣する。	各学校が主体となり、専門家の意見も取り入れながら、各方面と協力して解決に向けて取り組む。	—	・私立学校サポート専門家チームの派遣	私学・大学支援課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6	担当課
							[P計画]年度計画	
子ども	50	持続可能な子どものスポーツ環境整備事業	スポーツ少年団や運動部活動に所属する子どもが減少傾向にあるとともに、加入率は全国平均よりも低い。 地域によっては、子ども達がスポーツを続けられる環境が十分でない。 指導者不足やイベントの減少などにより、子どものスポーツ実施につなげる取組が十分に行われていない。	市町村が行う子どものスポーツ環境づくりへの支援を行うとともに、複数の市町村が広域で連携する取組について、民間団体の協力や県版地域おこし協力隊の配置などにより、効果的に進める。	地域の実情に応じた子ども達のスポーツ環境づくりや多様な種目を体験できるスポーツ機会の提供などにより、運動やスポーツが好きな子どもが増えている。	【目標数値】 運動が好きな子どもの割合がR4年度実績から5ポイント増加している。 第3期高知県スポーツ推進計画 (R5年度～R9)	(1)市町村の取組の充実 ・子どものスポーツ環境整備事業費補助金による財政支援 (4月～) ・地域の現状や課題の把握、県の取組の方向性の共有 (4月～5月) ・市町村事業の充実に向けた市町村への働きかけ (2)広域で連携する取組の推進 ・広域スポーツハブ促進委員会 (6エリア) の開催 ・指導者に関するアンケート調査の実施 (7月～9月) ・広域で連携する取組に関するアクションプランの作成 (～3月) (3)民間活力による効果的な活動の展開 ・高知県スポーツコミッションによる研修会等の開催 (6月～) (4)県版地域おこし協力隊配置による活動推進 ・市町村訪問等によるヒアリング ・地域のスポーツ活動への参加及び情報発信 ・地域におけるスポーツ指導	スポーツ課
子ども	34	【再掲】ワークライフバランス推進企業認証事業	急速に進む少子化が大きな社会問題となっており、その要因の1つとして仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されている。 次世代を担う子どもたちを健全に育むため、企業においても子育て支援に積極的に取り組む必要がある。 (ワークライフバランス推進延べ認証企業数 724社 (R5.8末現在))	男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進等子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する「ワークライフバランス推進企業認証事業」を実施	企業において、仕事と家庭の調和が図られ、誰もが働きやすく働き続けられる職場環境づくりができていく。	ワークライフバランス推進延べ認証企業数 700社 (R5年度) 第5期高知県産業振興計画	・重点業種：製造業、医療・福祉、運輸業への訪問の推進 目標：130社 ・中山間地域に所在する企業への訪問強化 目標：200社以上 ・小規模企業 (従業員数10名未満の企業) への訪問強化	雇用労働政策課
高齢者	51	介護講座事業	高齢者が、住み慣れた地域や家庭において健康で生きがいをもって暮らしていくためには、地域全体での支え合いが必要不可欠であり、県民一人ひとりが、介護や高齢者に対する理解を深める必要がある。	出前講座を行うなど、県下全域でより多くの学びの機会を設ける。 ・県民に対する介護講座事業の開催 ・入門講座 (高齢者疑似体験や車椅子体験、福祉用具見学等) ・基礎講座 (介護の基本的な知識や技術についての実技講座等) ・テーマ別講座 (介護のみならず、高齢期の生活を考えるために必要な知識を幅広く学ぶ講座等)	県民が、様々な学びや体験を通じて、高齢者や障害のある人への理解を深め、「互いにつながり、支え合う」という考え方が広く県民に広がっている。	—	・高知県立ふくし交流プラザでの県民向け介護研修、福祉用具展示・貸出事業の実施 (介護研修) ・体験入門講座 (見学、高齢者疑似体験、車椅子体験コース、認知症疑似体験コース) ・高齢期講座 (年20回) ・家庭介護基礎講座 (年5回) ・高齢者疑似体験インストラクター有資格者による体験プログラムづくり (1回)	地域福祉政策課
高齢者	52	福祉サービスの利用支援	単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加を背景に、判断能力が十分でない高齢者や障害のある人が自らの判断で適切なサービスを選べず、自分に合ったサービスを利用できない場合があるため、引き続き市町村社会福祉協議会を窓口相談しやすい体制を確保する必要がある。	認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が在宅での自立した生活を送ることができるよう、県及び市町村の社会福祉協議会の事業を支援する。	認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が在宅でも安心して自立した生活を送ることができる。	—	高知県社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」(県が事業費を補助)を実施。 (本人、県社協、市町村社協の3者契約)	地域福祉政策課
高齢者	53	福祉教育・ボランティア活動の促進 (市町村ボランティアセンターやボランティア情報システム運営支援等)	子どもたちをはじめ、住民が社会や地域の課題を主体的に学び、その解決に向けた行動を促進するため、学校と地域が連携した福祉教育・ボランティア学習プログラムが展開できる体制整備を進めるとともに、地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制と環境の整備が必要である。	福祉教育・ボランティア学習プログラムの展開	福祉教育・ボランティア学習プログラムの展開により、ボランティア活動が活発になり、地域福祉の推進につながっている。	福祉教育の実施 (学校での授業、座談会、体験型イベント等) 34市町村 第4期高知県地域福祉支援計画	①学校での福祉教育・ボランティア学習に加え、多世代を対象とした地域で関係機関が協同した福祉教育・ボランティア学習 (トライボランティア) の実施 ②福祉教育基礎講座、福祉教育・ボランティア学習実践研修の開催 ③福祉教育・ボランティア学習担当者連絡会の実施 ④高知県福祉教育・ボランティア学習推進委員会の開催 ⑤ボランティアコーディネーター研修会の開催 ⑥高校生・大学生等の興味、関心に寄り添い、長期的な体験プログラム (ハバタケプログラム) の実施	地域福祉政策課
高齢者	54	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施	高齢者の価値観が多様化し、生きがい活動について様々なニーズがある。 地域の特性に応じた活動を活性化していくことや、活動に参加したい方に情報を届けていく必要がある。	高齢者が健康で生きがいを持って社会生活ができるような各種取組を支援する。	高齢者が健康で生きがいを持って社会生活ができるようになる。	—	・シニアスポーツ交流大会の開催 ・オールドパワー文化展の開催 ・「高知いきがいネット」(WEBサイト)を通じた生きがい活動の情報発信	長寿社会課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
高齢者	55	老人クラブの育成事業	老人クラブ数、会員数の減少が続いている。 クラブ会員の高齢化等により、リーダーの後継者が育っていないために、クラブの存続が困難な場合がある。	老人クラブ等に対し、若手リーダー等を育成する事業に助成するほか、会員の教養の向上、健康づくり、レクリエーションの充実及び地域社会との交流活動に対する助成を行い、その活動を通じて高齢者福祉の充実を図る。	老人クラブ等の活動がさらに活性化され、その活動を通じて高齢者福祉の充実が図られる。	—	・健康づくりリーダー研修会の実施 ・元気ハツラツ&はちきん大会の開催 ・高知県老人クラブ大会の開催 ・ろうれんピック2024の開催	長寿社会課
高齢者	56	高齢者総合相談窓口の設置や虐待防止研修等の実施	認知症高齢者や老老介護の増加により、高齢者虐待のリスクが高まっている。 高齢者虐待に関する正しい知識の普及・啓発や、施設従事者の資質向上、虐待事例に対応する市町村、地域包括支援センターの対応力向上などによる高齢者虐待の防止・早期発見のしくみづくりがますます重要となっている。	・高齢者総合相談窓口の設置 ・権利擁護研修等の実施 ・高齢者・障害者権利擁護センターによる市町村、地域包括支援センターへの支援及び研修の実施 ・高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整	・施設従事者、地域包括支援センター職員等が高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身に付けることで、高齢者虐待の防止や早期発見につながる。 ・市町村、地域包括支援センターの高齢者虐待の対応力が強化される。	—	・市町村・地域包括支援センター職員を対象に養介護施設従事者虐待及び養護者虐待に関する研修会を実施 ・介護施設従事者等について、施設従事者と居宅系サービス事業所に分けて虐待防止・権利擁護研修を実施 ・介護施設の施設長・管理者・虐待防止担当者向けに虐待防止・権利擁護研修を実施 ・市町村の困難事例への専門家チームの派遣 ・高齢者総合相談窓口の設置	長寿社会課
高齢者	57	認知症サポーターの養成等	高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者の急激な増加が見込まれる。認知症の正しい知識や、早期発見についてさらなる普及啓発が必要となっている。	・認知症サポーターの養成 ・パンフレット等による正しい知識の普及 ・認知症コールセンターの運営 ・認知症本人(高知家希望大使)からの情報発信を支援	県民が認知症に関する正しい知識を身に付けることや、気軽に相談できる体制を整えることで、認知症の人が自尊と希望を持って社会でともに生きる。	認知症サポーターの養成 (R5.9)70,862人→(R9)85,000人 (第5期日本一の健康長寿県構想)	・認知症サポーター養成講座の開催(4.6.8.10.12.2月) (R5)71,570人 → (R6)75,000人 (第5期日本一の健康長寿県構想) ・市町村に対するチームオレンジに関する研修の開催や勉強会への参加 チームオレンジなどの支援活動を有する市町村 (R5)24市町村 → (R6)27市町村	長寿社会課
高齢者	34	【再掲】ワークライフバランス推進企業認証事業	急速に進む少子化が大きな社会問題となっており、その要因の1つとして仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されている。 次世代を担う子どもたちを健全に育むため、企業においても子育て支援に積極的に取り組む必要がある。 (ワークライフバランス推進延べ認証企業数 724社(R5.8末現在))	男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進等子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する「ワークライフバランス推進企業認証事業」を実施	企業において、仕事と家庭の調和が図られ、誰もが働きやすく働き続けられる職場環境づくりができていく。	ワークライフバランス推進延べ認証企業数 700社 (R5年度) 第5期高知県産業振興計画	・重点業種：製造業、医療・福祉、運輸業への訪問の推進 目標：130社 ・中山間地域に所在する企業への訪問強化 目標：200社以上 ・小規模企業(従業員数10名未満の企業)への訪問強化	雇用労働政策課
高齢者	58	シルバー人材センターへの財政支援、指導・助言	地域における高齢者就業等の場として、県内には、29市町村のエリアで20のシルバー人材センターが設置され、(会員4,500名、業務受注額1,758,289千円(R4年度末実績))これまで培った知識や技能を生かして活動している。 県は、高齢者の能力を広く活用するため、シルバー人材センター事業を統括する高知県シルバー人材センター連合会に対して財政支援を実施している。 今後のシルバー人材センターで活動する会員数、受注業務量のさらなる増加が課題である。	シルバー人材センターの適正・適切な事業運営への財政的支援、指導・助言。 市町村やシルバー人材センターとの情報交換により状況の把握と制度や事例の紹介を行う。また、県の広報媒体を活用し、シルバー人材センターの活用を促す。	シルバー人材センターで活動する会員数及び受注業務量が増加する。	—	公益法人立入検査及びシルバー人材センター連合会への補助金交付を継続。また、県の広報媒体の活用や、労働局、連合会、関係市町村と連携し、公益法人以外のシルバー人材センターについて状況把握に努め、シルバー事業の活性化を図る。	雇用労働政策課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
障害者	59	特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流の充実	各学校において、居住地校交流の取組が定着してきており、令和4年度は、特別支援学校の小学部において63%、小学部1年生の76.9%が居住地校交流を実施した。 その一方で、特別支援学校の保護者が、居住地校交流に必要性を感じていない場合もあり、受け入れに時間がかかるケースや実施が難しくなるケースなどもある。充実した交流の実施により、継続率の向上につなげていく必要がある。 ※居住地校交流実施校 (H25)特別支援学校6校14名 (R4)特別支援学校12校145名	障害のある特別支援学校の児童生徒と、障害のない居住地の小・中学校の児童生徒が、共に学ぶ居住地校交流や共同学習など、交流機会の充実を図る。	〇居住地校交流を活性化及び充実させることにより、障害のある児童生徒にとっては、積極的な社会参加につながり、障害のない児童生徒にとっては、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の成熟につながっている。	・次年度に居住地校交流の実施を継続して希望する割合(継続率):90%以上 <具体的な事業> 特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業	◇小学部1年生全員実施の推進 ・小学部1年生全員実施に向けて、市町村教育委員会が、居住地校交流について保護者に分かりやすい説明を行うことができるようにする。 ◇居住地校交流の副次的な籍(副籍)の定着 ・居住地校交流(副籍)の定着のために、リーフレット、実践ガイド等を活用し、保護者や各市町村教育委員会等への理解を促す。 ◇継続率の向上 ・特別支援学校に対して、実施状況の確認及び実践ガイドの説明を行うことで、交流内容の充実や、継続率の向上させる。	特別支援教育課
障害者	60	「特別支援学校教諭免許状」保有率向上のための認定講習の受講促進	・県立特別支援学校の5領域の特別支援学校教諭二種免許以上の免許状を保有する教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)は約70.2%であり、令和5年度末の目標値90%を下回っている。	特別支援学校教員の5領域の免許保有に向けた取組として、各学校において、個々の免許取得計画による進捗管理を行い計画的な単位取得を促すとともに、認定講習及び通信教育を周知し、単位取得を促進する。	〇県立特別支援学校の概ねすべての教員が5つの特別支援教育領域の特別支援学校教諭2種免許以上の免許を保有することにより、特別支援学校の専門性の向上が図られている。	5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く):80% <具体的な事業> ・特別支援学校の教育内容充実事業(特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた取組)	◇特別支援学校教員の5領域の免許保有に向けた取組を推進する ・特別支援学校管理職会議等における周知、および依頼(4～5月) ・全国及び高知県の免許保有状況、各学校の取得対象者に関する情報提供 ・取組促進に係る指導についての依頼 ◇対象者に対し、管理職が個人面談等を活用し、認定講習の受講及び、免許状取得申請を指導、確認 ◇免許法認定通信教育(国立特別支援教育総合研究所)の学校への受講促進及び、単位認定試験の実施	特別支援教育課
障害者	61	就労等支援の充実	特別支援学校では、就職アドバイザー、キャリア教育スーパーバイザー等の活用により、キャリア教育の充実が図られ、知的障害特別支援学校の就職率について、全国平均を上回る状況が続いている。さらに生徒の進路保障や社会参加を促進させるため、「特別支援学校就職サポート隊こうち」や「キャリア教育戦略会議」の活用を進め、関係機関、企業等の連携協力体制の充実を図る必要がある。 また、高知県特別支援学校技能検定を実施し、その成果が就労に結びつくような体制を作っていく必要がある。 ※知的障害特別支援学校高等部卒業生就職率:38.0%(R5年3月卒業生)[全国平均33.7%R3.3月卒業生] (第3期高知県教育振興基本計画)	学習指導要領の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。	◆生徒の進路保障や社会参加の充実を図るため、特別支援学校、就職アドバイザー、関係機関、企業等の連携協力体制が充実するとともに、就労等支援のためのネットワークが構築されている。 ◆企業・各機関との連携や、就職アドバイザーを有効に活用し、キャリア教育の充実が図られている。	・就職率(A型事業所を含めた一般就労・知的特別支援学校):39%以上 <具体的な事業> 地域と協働したキャリア教育推進事業	・特別支援学校へのキャリア教育スーパーバイザーの派遣 ・早期からのキャリアガイダンスの実施 ・就労体験・職場実習・施設体験等の実施(就職アドバイザーと連携) ・第9回高知県特別支援学校技能検定の実施(幅多開催7月、高知開催8月) ・職場定着支援の実施 ・キャリア教育戦略会議の実施 ・「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業の拡大 ・文化・芸術・スポーツ活動等の体験活動の充実	特別支援教育課
障害者	62	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実(発達障害児等への支援の充実)	小学校の97.3%に放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置されている。引き続き、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う放課後児童支援員等の専門知識・技能の向上や厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備のための支援が必要である。	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実 ※うち、参加している発達障害児等への支援の充実	放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。	第4期高知県教育振興基本計画(R6～9年度)	(1)運営等補助(うち高知市)子ども教室143(41)カ所児童クラブ186(88)カ所 (2)活動内容の充実と支援員等の人材育成・支援員等の資質向上研修年10回程度	生涯学習課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
障害者	63	特別支援教育セミナーの開催	特別な教育的ニーズのある子どもの数は、年々増加傾向にある。 特別な教育的ニーズのある子どもの障害特性を理解し、それに応じた指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る必要がある。	特別な教育的ニーズのある子どもの障害の理解や支援の仕方について、保・幼・小・中・高等学校、特別支援学校教職員及び関係者等を対象とした研修を実施し、専門的な知識の習得を図る。	教職員の、特別な教育的ニーズを把握する力が向上し、個々の障害特性に応じた指導・支援の充実につながる。 特別支援学校の教育の充実を図るとともに、地域におけるセンター的機能を充実させる。	3講座とも100名(ライブ配信研修受講者を含む)以上の受講。 追跡調査において、「研修内容を日々の実践等に生かすことができた」:3.0以上とする。 根拠プラン:第4期高知県教育振興基本計画	インクルーシブ教育を推進し、発達障害等のある幼児児童生徒に対し、障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上につながる研修を実施する。 特別支援教育セミナーⅠ:8月1日「子どもの学びの多様性に寄り添うための指導・支援方法」 特別支援教育セミナーⅡ:8月19日「読み書き困難のある児童生徒へのICT活用による合理的配慮」 特別支援教育セミナーⅢ:8月21日「WISC-V検査結果と発達支援実践の橋渡し〜つまずきの原因の理解と対応の提案〜」	教育センター
障害者	64	「障害者週間の集い」の開催	ホテルや飲食店等で補助犬同伴の人が入店を断られる事例がある。 また、精神障害について正しい理解が十分にされていない。 難病や障害の特性がわかり難い発達障害や高次脳機能障害についても、あまり理解が進んでいない。 高知県障害者計画(平成25～34年度)の策定時に実施した高知県障害(児)者等アンケート調査では、障害のある人への周りの人の理解が進んでいると回答した人は19.5%に過ぎなかった。	障害や障害のある人に対する県民理解の促進	障害や障害のある人に対する県民理解が進んでいる。	第3期高知県障害者計画(R5～R11)	障害者週間(12月3日～9日)の期間を中心に県民の理解を促進するための啓発事業を実施する。 (12月8日(日)にじんげんふれあいフェスタ内で実施予定)	障害福祉課
障害者	65	「ひとにやさしいまちづくり事業」の実施、「こうちあったかパーキング(障害者用駐車場交付制度)」の推進、「タウンモビリティ推進制度」の実施	道路・建物・公共交通機関等を障害のある人にとって利用しやすいように整備するとともに、県民一人ひとりが「ひとにやさしいまちづくり」に対する認識	・ひとにやさしいまちづくりの取り組みを推進 ・障害者等用駐車場の適正利用を図るため、移動に配慮が必要な人に利用証を交付する「こうちあったかパーキング制度」を推進 ・誰もが安心して出かけられるまちづくりのため、車椅子の貸し出しやボランティアによる付添等のサポートを実施	公共施設等のバリアフリー化が進んでいる。	—	・ひとにやさしいまちづくり条例に基づく取り組みを推進 ・障害者等用駐車場の適正利用を図るため、移動に配慮が必要な人に利用証を交付する「こうちあったかパーキング制度」を推進 ・誰もが安心して出かけられるまちづくりのため、車椅子の貸し出しやボランティアによる付添等のサポートを実施	障害福祉課
障害者	66	ヘルプマークの配布や普及啓発の実施	義足や人工関節を使用している方、心臓にペースメーカーを入れている方や人工透析をされている方など内部障害や難病の方等、外見からは、援助や配慮を必要としていることがわかりにくい方がいる。 こういった方が、必要な配慮や支援を得やすくすることにより、社会参加を促進する必要がある。	ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見では分かりにくい方が身に付けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、支援が得やすくなる仕組みである。 このヘルプマークについて、配布を行うとともに、県民に向けて普及啓発を行う。 (平成30年7月20日ヘルプマーク配布開始)	ヘルプマークを身に付けた方が、周囲の方から、必要な配慮を得ることができる。	—	・ヘルプマークの普及啓発活動を継続実施 ・チラシ・リーフレット作成、配布 ・バス及び電車での車内広告を実施(障害者週間)	障害福祉課
障害者	67	「高知県障害者美術展」の開催	文化活動やスポーツ活動などは、生きがいをもたらす、生活を豊かにする上で大きな役割を果たす。障害のある人が地域で生き生きと暮らすためには、こうした活動に積極的に参加できることが大切。	「障害のある人の芸術活動について、その作品発表の機会を確保することで芸術活動の促進と、障害や障害のある人に対する県民の理解を深める。	多くの障害のある人が文化活動やスポーツ活動を行い、生き生きと生活できている。	—	「高知県障害者美術展」の開催 【搬入日】令和6年10月3日 【会期】令和6年10月11日～令和6年10月21日 【表彰式】令和6年10月21日 【場所】高知県立美術館 第4展示室	障害福祉課
障害者	68	障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進	高知県障害者計画(平成25～34年度)の策定時に実施した高知県障害(児)者等アンケート調査では、障害のある人の25.9%の人が、障害を理由とした権利侵害(虐待を含む)を感じた経験があると回答している。	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、権利擁護・虐待防止に係る相談窓口機能や、利用者による障害のある人への虐待通報の受付、高知弁護士会・高知県社会福祉士会が設置する高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整を実施する。	障害のある人に対する虐待が皆無となる。	—	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターでの相談対応、利用者による虐待の通報受付、障害者虐待・権利擁護研修の開催、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整を実施 ・障害者施設等の監査・指導の実施	障害福祉課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
障害者	69	障害者差別解消法に基づく取組	平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行され、法に基づいた取り組み、法の周知啓発が必要である。	障害者差別解消法に基づいた取り組みと行政機関等、事業者、県民への法の周知啓発を進める。	障害や障害のある人に対する県民理解が進んでいる。 障害のある人の情報アクセシビリティが向上している。	第3期高知県障害者計画(R5～R11)	「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」に基づく各種啓発による社会全体の理解促進	障害福祉課
障害者	70	「障害者作品展」の開催	障害のある人に対する理解が十分に進んでいるとは言えないことから、引き続き障害のある人との様々な交流を通して、障害のある人の特性や日々の活動等の理解の促進を図ることが必要。	障害や障害のある人に対する県民理解の促進	障害や障害のある人に対する県民理解が進んでいる。	高知県障害者計画(R5～R11)	障害者作品展を開催する	障害保健支援課
障害者	71	「障害者就労支援対策事業」の実施	障害のある人の就職件数は過去最高(R5:724件)となったが、障害者雇用率の段階的な引き上げに伴い、民間企業等に対して制度や支援策の周知とともに障害者委託訓練の活用を促し、障害者雇用に関する理解の促進や雇用のさらなる拡大を図ることが必要。(※法定雇用率：R6.4～ 2.5%、R8.7～ 2.7%)	障害のある人の働く場の確保や就労支援機関が連携して就労促進や職場定着に取り組む。	一般就労している障害のある人が増えている。	高知県障害福祉計画(R6～R8)	・企業開拓訪問 300社 ・障害者就業・生活支援センター 5箇所設置 ・就労体験拠点施設設置 3箇所	障害保健支援課
障害者	72	「障害者職業訓練」の実施	障害のある人の就職件数は過去最高(R4:680件)となったが、障害者雇用率の段階的な引き上げに伴い、民間企業等に対して制度や支援策の周知とともに障害者委託訓練の活用を促し、障害者雇用に関する理解の促進や雇用のさらなる拡大を図ることが必要。(※法定雇用率：R6.4～ 2.5%、R8.7～ 2.7%)	一般就労を希望する障害のある人を対象に職業訓練を実施し、就労の促進を図る。	一般就労している障害のある人が増えている。	高知県障害福祉計画(R6～R8)	・障害者委託訓練事業 ・在宅就業促進支援事業	障害保健支援課
障害者	73	障害者がスポーツに親しめる環境づくり	・障害者がスポーツ活動できる場が少なく、高知市周辺に集中している。 ・競技選手として活動している人数が増加傾向にあるものの、まだ少ない。 ・障害者のスポーツ活動を支えるパラスポーツ指導員数はまだ少ない。 ・障害者スポーツへの関心は、「関心がある」と「やや関心がある」割合が47.9%でまだ高いとは言えない。	①障害者スポーツセンターを核とした障害者のスポーツ参加拡大 ②身近な地域におけるスポーツ機会の拡充 ・障害者の活動の受け皿づくり ・インクルーシブなスポーツ活動の推進 ③全国や世界を目指す選手の発掘・育成 ・有望選手の発掘・育成 ・全国や世界を目指す選手の強化活動支援	多くの障害のある人が文化活動やスポーツ活動を行い、生き生きと生活できている。	・障害者がスポーツ活動ができる団体数【27→37】 ・障害者スポーツセンターと連携し地域の活動支援を行う体制ができてエリア数【1→6】 ・発掘の取組により中央競技団体に登録した選手数【0人→25人】 ・中央競技団体への登録者数【192人→220人】 ・公認パラスポーツ指導員有資格者数【207人→227人】	(1)障害者スポーツの活動支援 ■県立障害者スポーツセンターを核とした取組の拡充 ・地域のスポーツ活動と障害当事者のマッチング ・パラスポーツ指導員の養成 中級パラスポーツ指導員養成講習会への派遣(7月) 初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施(11月) ③全国障害者スポーツ大会 全国障害者スポーツ大会への派遣(10月) 中四国ブロック大会への派遣(4月～6月) ④高知県障害者スポーツ大会の開催(5月) (2)身近な場所におけるスポーツ機会の拡充 ①障害者の活動の受け皿づくり ②インクルーシブなスポーツ活動の推進 若者への障害者スポーツの普及(8月) インクルーシブなスポーツイベントの開催(12月) 障害者と健常者が参加する車いすラグビー大会の開催(12月) ②市町村が行う障害児のスポーツ活動の充実 (3)全国や世界を目指す選手の発掘・育成 ①有望選手の発掘・育成 ②全国や世界を目指す強化活動支援	スポーツ課
障害者	74	障害者を対象とした採用選考試験の広報活動の充実	障害者雇用については、障害者雇用促進法により法定雇用率の達成・維持や、法の趣旨を踏まえた障害者雇用の促進など、地方公共団体に対しても努力義務が課されている。 各任命権者ごとの法定雇用率の遵守に向けて、採用選考試験の広報活動等の充実に取り組んでいく必要がある。	ホームページへの掲載、新聞広告、SNS等での広報活動等を充実させる。	各任命権者ごとの法定雇用率が遵守されている。	障害者の法定雇用率	・ホームページの更新 ・新聞広告1回 ・社協、障害者団体等への試験案内の送付 ・障害者を対象とした採用選考(行政、教育事務)を実施 ・その他SNSを通じた広報	人事委員会事務局

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
エイズ・HIV	75	学校におけるエイズ教育の実施	学校において、エイズ教育は選択授業であり、優先順位が低くなっているため、十分なエイズ教育が実施できていない。学校と福祉保健所等との連携が十分にとれていない。	福祉保健所と教育委員会等の学校関係機関が連携し、エイズ教育を推進	学校においてエイズ教育を実施し、正しい知識の普及啓発を行うことで、生徒が正しい知識を習得することができる。	全高等学校でエイズ教育を実施する。	・学校へのエイズに関する資料の貸し出しやポスター等の配布・掲示を教育委員会を通じて呼びかけること等により、学校におけるエイズ教育を支援する。	健康対策課
エイズ・HIV	76	新たな啓発活動の検討・実施	世界エイズデーにあわせて各福祉保健所及び健康対策課において大学祭や市町村の産業まつり等のイベントに参加し、啓発活動を実施しているが、近年マンネリ化しており、新しい取組ができていない。NGO及び大学生等と連携した新たな取組を検討する。	他機関と連携し、地域ごとのイベントや大学祭等を活用した啓発活動の実施	各福祉保健所とNGO等の関係機関とが連携し、多くの県民に啓発活動を実施することができる。	世界エイズデーやじんけんフェスタ等のイベントによる啓発活動を年6回(各福祉保健所での開催含む)開催する。	・NGO等と連携したMSMへの取組を検討する。 ・SNS、ホームページ、メディア等を活用した様々な方法で啓発活動を行う。	健康対策課
エイズ・HIV	77	HIV検査・相談の啓発活動の強化	HIV検査及び相談に対する啓発は、ホームページや新聞広告にとどまり、十分とは言えない。	HIV検査及び相談について、テレビ、新聞等のメディアを効果的に活用した啓発活動の実施	県民が偏見なく気軽にHIV検査や相談ができるようになる。	HIV検査受検者数350件/相談件数120件	・HIV検査普及週間や世界エイズデーに合わせ、県内各地域でのイベント等で普及啓発に取り組む。 ・ポスター及びチラシ等の啓発グッズ等を学校機関等へ配布するとともに、SNS等を活用し、広く周知する。	健康対策課
エイズ・HIV	78	エイズ拠点病院と連携した取組	現在、エイズ患者、HIV感染者の相談対応は、主にエイズ拠点病院で実施しているが、今後、患者、感染者の増加及び高齢化に対応できるようさらに相談体制を充実させる必要がある。また、地域の医療機関の人材育成も課題となっている。本県では、カウンセラー事業を実施しているが、医療機関に十分な周知等ができていない。	県内のエイズ拠点病院等と連携しながら相談体制の充実を図る。	拠点病院、地域の医療機関、福祉施設や福祉保健所等が連携しながら、エイズ患者、HIV感染者全員が必要時確実に相談できる体制がとれる。	HIV感染者が必要時に地域の関係機関で相談ができる体制整備として、中核拠点病院は全拠点病院への研修を実施し、カウンセラー事業の周知、利用促進を図る。	・診療連携体制構築に向け、エイズ中核拠点病院を中心に、拠点病院と保健所等を対象に連絡会を開催する。 ・エイズ患者を受け入れている医療機関や施設を対象に、受け入れ後の支援(協議や出前研修等)を行う。	健康対策課
ハンセン病	79	ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発	・現在も社会の中では「怖い病気」という誤った知識や、ハンセン病患者の容姿に対する偏見や差別が残っている。 ・年齢層を問わず、ハンセン病問題を知らない人が少なからず存在している。	啓発冊子の配布や、健康対策課ホームページ、展示等を活用した広報活動を行う。	広報活動等により、県民に「ハンセン病患者等の人権問題」への理解と認識が進んでいる。	パネル展示等による啓発活動を年3回以上行う。	・啓発のためのパネル展示2回(県庁正庁ホール、オーテピア予定) ・こころんフェスタ(じんけんふれあいフェスタ)に出展 ・ポスタージャック(人権啓発電車・バス・列車運行事業)に参加	健康対策課
ハンセン病	80	中高生による療養所訪問及び入所者との交流会の実施	・療養所を訪問する学校の固定化が見られる。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、平成31年度以降は訪問できていない。	中高生を対象とした療養所訪問及び入所者との交流会の実施	「ハンセン病患者等の人権問題」への理解と認識が進み、ハンセン病患者等が安心して生活できる環境が整う。	療養所を訪問する学校が年3校以上、令和10年までの5年間で延15校以上	中高生による大島青松園への訪問及び入所者との交流会の実施	健康対策課
ハンセン病	81	ハンセン病患者の里帰り事業の実施及び職員による療養所訪問の実施	・里帰りされるハンセン病患者の固定化が見られる。 ・県職員の療養所訪問時のみが相談の機会となっているが、高齢化に伴い、面会が難しい入所者が増えてきている。	・里帰りを希望するハンセン病患者への支援 ・里帰りが困難な元患者との面会のために療養所を訪問する元患者家族への支援 ・ハンセン病患者やその家族の希望等について、できるだけ情報収集を行う。	県が、ハンセン病患者やその家族が相談しやすい身近な機関となる。	希望者の100% (ハンセン病患者の里帰り事業の実施及び職員による療養所訪問の実施)	○ハンセン病患者の里帰り事業の実施 ○高知県出身者が入所している3療養所への訪問及び入所者との面談(面会)の実施 ・幹部職員による菊池恵楓園(熊本県)、大島青松園(香川県)への訪問 ・長島愛生園(岡山県)へのボランティア訪問を利用した入所者との面会	健康対策課
外国人	82	多文化共生講座・親子で学ぶ国際理解講座・国際ふれあい広場の開催	・多くの参加者を集めるとともに、多文化理解や国際交流のきっかけとなるような取組にすることで広く県民の国際化が図られるようにする必要がある。	・多文化共生(出前)講座開催 ・親子で学ぶ国際理解講座の開催 ・国際ふれあい広場inこうち開催	県民と外国人との交流や相互理解が進み、地域の国際化とだれもが暮らしやすい多文化共生の地域づくりが進んでいる。	—	多文化共生(出前)講座、親子で学ぶ国際理解講座、国際ふれあい広場を開催し、県民の国際交流・異文化理解の促進に務める。	文化国際課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
外国人	83	JETプログラム(外国青年による外国語教育の充実・国際交流の推進)の推進	・学校現場でのALT(外国語指導助手)の活用や、行政、地域におけるCIR(国際交流員)の活動を通じて、地域の国際化を推進する必要がある。 R4年度配置市町村 31	・県及び市町村へのALT、CIRの配置	県民と外国人との交流や相互理解が進み、地域の国際化とだれもが暮らしやすい多文化共生の地域づくりが進んでいる。	—	・県内に配置するALT(外国語指導助手)及びCIR(国際交流員)による国際交流を図る ・CIR(国際交流員)を中心とした、県民をターゲットにした自国に関するイベントや講座の開催	文化国際課
外国人	84	多文化共生に関する情報発信	県内の国際交流の動きや在住外国人の状況を、より多くの県民に知ってもらう必要がある。	機関紙WINDOWの発行 年2回 県国際交流協会のフェイスブックによる発信	県民と外国人との交流や相互理解が進み、地域の国際化とだれもが暮らしやすい多文化共生の地域づくりが進んでいる。	—	・機関誌「Window」を秋と春の年2回発行。(各1,800部) ・SNSを活用した情報発信	文化国際課
外国人	85	地域日本語教室を核とした交流の推進	地域の外国人住民が、生活において文化や言語の違いで困ることがないように、行政や住民等が連携してサポートできる場が必要。 R5年度 地域日本語教室 12か所	・地域日本語教室の開設・運営支援 ・ボランティアのスキルアップのための研修実施	県民と外国人との交流や相互理解が進み、地域の国際化とだれもが暮らしやすい多文化共生の地域づくりが進んでいる。	—	・日本語講座の開設 →外国人の日本語レベルに合わせた5講座を開設(ひらがなとカタカナ、入門と初級、初級、初中級、はたらくための日本語) ・地域日本語教室の開設支援 →教室で活動するボランティア養成講座を開催し、円滑な教室開設に向けてサポートを行う。 ・各日本語教室で活動するボランティア等への支援 →ボランティアの日本語学習支援力向上を目指し、県内各地域で計6回実施。	文化国際課
外国人	86	生活相談の実施	・外国人の方が安心して暮らすためには、様々な相談に対応できるワンストップ型の相談窓口の設置が必要。 (相談件数 826件(R5年度実績))	外国人生活相談センターにおいて生活相談を実施	外国人が、生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を行う一元的な窓口として「高知県外国人生活相談センター」を設置し、在留外国人のみならず、外国人を受け入れている事業者等からの相談にも応じる。	—	・無料法律相談週間の実施 ・出張相談会の開催や各種イベントへの出展 ・イベントへの参加やリーフレット等による広報	商工政策課
犯罪被害者等	87	各種広告媒体及び犯罪被害者支援団体を通じた啓発の実施	人権に関する県民意識調査(令和4平成29年度実施)では、犯罪被害者が直接的な被害だけではなく、経済的・精神的な問題なども抱えていることが一定理解されていることが伺える一方、32割以上の者が「教育・啓発活動の推進」が必要と回答している。	・ラジオなど、各種広報媒体での啓発実施 ・犯罪被害者支援団体への広報啓発事業の委託	県民や企業等が犯罪被害者等の置かれる状況を正しく理解し、必要に応じて支援や相談機関等につなげられている。	高知県犯罪被害者等の支援に関する指針(令和3年4月1日施行)	・ラジオ、SNSなどの各種広報媒体による啓発実施(新たにフィード広告、バナー広告実施予定) ・チラシ、メルマガ、県HP等での情報提供 ・事業者向け広報 ・若年層向け広報 ・民間支援団体への広報啓発事業の委託	県民生活課
犯罪被害者等	88	市町村「総合的対応窓口」や「こうち被害者支援センター、性暴力被害者支援センターこうち」との連携	関係機関とは研修会や会合等で情報共有を図り、必要に応じて各種支援を行っているが、引き続き、緊密な連携及び支援体制の強化が必要。	・「総合的対応窓口」の周知や関係機関との連携強化 ・性暴力被害者、犯罪被害者等への支援	県と全ての市町村に設置されている「総合的対応窓口」や犯罪被害者支援団体等において、相談者への情報提供と、必要に応じて関係機関へつなげることができている。 犯罪被害者等が必要な支援を被害直後から、途切れることなく提供され、被害の早期回復や軽減、権利利益の保護が図られている。	高知県犯罪被害者等の支援に関する指針(令和3年4月1日施行)	・犯罪被害者等支援相談窓口、市町村の総合的対応窓口の周知、相談対応、関係機関との連携 ・市町村に対する積極的な情報提供(国や県、他の自治体等の支援制度・取組等) ・こうち被害者支援センターへ「犯罪被害者等支援推進事業」、 「性暴力被害者支援センター運営業務」を委託 ・「高知県犯罪被害者等支援事業費補助金」、「弁護士による法律相談(高知弁護士会との協定)」制度の運用	県民生活課
犯罪被害者等	89	「命の大切さを学ぶ教室」の開催	犯罪被害者遺族等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さを直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催しているが、県外から招聘している講師の負担軽減と学校での開催機会の確保が課題である。	中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	次世代を担う中高生の規範意識、犯罪被害者等への配慮、協力意識を向上させる。	犯罪被害者等による「命の大切さを学ぶ教室」を5年間で25校以上開催する。 高知県警察犯罪被害者支援基本計画	教育委員会と連携して、未実施の学校において「命の大切さを学ぶ教室」を開催する。	県警県民支援相談課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
犯罪被害者等	90	犯罪被害者等支援に関する講演会・研修会の開催	犯罪被害者等による講演会を開催しているが、聴講対象や回数に限られていることから、対面とオンラインを併用したハイブリッド方式やオンデマンド配信を活用し、聴講機会の拡大に努める。	あらゆる機会を利用して、広く県民の参加を募った講演会、研修会の実施	被害者支援に対する県民の理解を深め、犯罪被害者等を県民全体で支える社会の実現を目指す。	高知県警察犯罪被害者支援基本計画	関係機関が行う研修会やイベント等において、犯罪被害者支援に関する講演会等を実施する。	県警県民支援相談課
犯罪被害者等	91	様々な広報媒体を通じた広報の実施・関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施	関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施や各種広報媒体を活用した広報活動を推進している。犯罪被害者の置かれた現状やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について更なる周知に努める。	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等に関する広報の実施	被害者支援に対する県民の理解が深まり、犯罪被害者等を県民全体で支える社会の実現を目指す。	高知県警察犯罪被害者支援基本計画	ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関やSNS・X(旧ツイッター)等のソーシャルネットワークによる広報活動を実施する。 犯罪被害者週間時期における関係機関と連携した各種イベントや街頭キャンペーンを実施する。	県警県民支援相談課
犯罪被害者等	92	「犯罪被害者ホットライン」による相談受理	犯罪被害者等からの相談を受理するとともに、必要に応じて、関係機関に関する情報提供等を行っているが、相談を躊躇する被害者を後押しするため、気兼ねなく相談できる窓口としての周知を図る必要がある。	相談電話「犯罪被害者ホットライン」による適切な相談受理、カウンセリングの実施及び窓口の周知	犯罪被害者等に対し、関係機関と連携した継続的かつきめ細やかな支援を実施することで、被害の早期回復・軽減につなげる。	高知県警察犯罪被害者支援基本計画	犯罪被害者の相談窓口として犯罪被害者ホットラインを周知するための広報活動を実施する。	県警県民支援相談課
インターネットによる人権侵害	12	【再掲】マスメディアを利用した啓発、人権相談窓口の広報・周知	令和4年度は、新聞への人権コラムの掲載(年7回)や、過去2年間のコラムと季刊誌「こころんだより」をとりまとめた啓発資料「人権コラム集～心呼吸～」を作成した。また、人権に関するテレビCMを放映した。今後引き続き、社会情勢に即した人権課題の選定及び人権課題が偏らないように、情報収集を行う必要がある。人権に関する県民意識調査より、人権が侵害されても、誰にも相談せず、諦めたり我慢したりする人が多いため、気軽に相談できる相談窓口の周知が必要である。	新聞、テレビなど様々なマスメディアを通じて個別の人権課題を広く県民に周知する。 WEB広告による相談機関の広報や相談機関一覧のチラシの配布を行う。	(県民に)身近な人権課題に対する正しい理解と認識が深まる。 人権相談窓口の広報・周知により、県民が相談しやすい機運の醸成を図る。	—	①テレビCM等 スポットコマースシャルなどを製作してマスメディアやSNS等により人権課題に関する広報・啓発を行う。 ②高知新聞コラム 有識者が執筆した人権啓発に関するコラムを高知新聞に掲載する。(年7回掲載の予定)	人権・男女共同参画課
インターネットによる人権侵害	40	【再掲】いじめ防止対策等総合推進事業の実施	いじめ防止対策推進法(H25)施行以降、いじめの積極的な認知に向けた取組が進み、早期発見・早期対応につながり、認知したいじめの多くは解消されるものの、いじめの重大事態が発生している。この状況を踏まえると、学校の組織的ないじめ防止対策や子どもたちによる主体的な取組・保護者や地域、関係機関が連携したいじめ防止等の取組を推進していく必要がある。	いじめ防止対策等総合推進事業の実施 ・「『高知家』いじめ予防プログラム」の活用 ・スクールロイヤー活用事業 ・こうち高校生LINE相談	・各学校において、児童生徒の自主的ないじめ防止等の取組が推進される。 ・学校・家庭・地域が一層連携を深め、「いじめは絶対に許されない」という意識が高まる。 ・ネットいじめ等の早期発見・対応により、深刻ないじめにつながらないようにする。	・令和5年度までに、延べ100校以上の学校に対して、PTA研修への支援を実施する。 ・児童生徒が主体となったいじめ防止等の取組が実施されている学校の割合 小学校80%以上、中学校80%以上、高等学校80%以上、特別支援学校80%以上 設定年度: H31年度末 第2期高知県教育振興基本計画 ・令和5年度までに、「高知家」いじめ予防プログラムを活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対し手実施した学校の割合 教職員100%、保護者・地域80%以上 設定年度: R2年度末 第3期高知県教育振興基本計画	・「高知家」いじめ予防プログラム及び追補版の周知・活用を進め、いじめ防止につながる取組の充実を図る。 ・スクールロイヤーがその専門的知識や経験を基にいじめ予防教育や法的相談の対応を行い、事業の重篤化及び未然防止を図る。 ・県内の高校生を対象としたこうちLINE相談に、R6から県立中学も対象として実施する。多くの生徒に登録されるよう周知を図る。	人権教育・児童生徒課
インターネットによる人権侵害	41	【再掲】親育ち支援啓発事業	子どもへの接し方がわからなかったり、子育てに不安や悩みを抱える保護者が多い。 複雑化・多様化する保護者の不安や悩みに、各保育所・幼稚園等で日常的・継続的に対応することが必要である。	親育ち支援啓発事業及び親育ち支援保育者スキルアップ事業の実施 ・保育者研修: 親育ち支援の必要性や支援方法等について理解を深めるために、集合研修や園内での研修において、講話やワークショップ、事例研修を行う。 ・保護者研修: 良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深めるために、講話やワークショップを行う。	親の子育て力を高めて、よりよい親子関係の構築を促し、子どもの健やかな育ちにつなげる。	保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・親育ち支援研修計画の作成率 100% ※第4期高知県教育振興基本計画(R6～9年度)	・保育者研修及び保護者研修の実施 ・県内の保育者が保育技術を子育てに役立つコツとして解説する動画の普及	幼保支援課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となるプラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
インターネットによる人権侵害	45	【再掲】心の教育センター相談事業	心の教育センターに高度な専門性を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し相談支援体制を強化しているが、コロナ禍の時期以降、来所相談の受付件数は減少傾向にある。 相談を必要とする子どもや保護者が来所相談等に適切につながるよう、心の教育センターの相談業務について継続した広報・周知が必要である。 また、個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。	不登校やいじめをはじめとする子ども自身の悩みや、子どもの教育に関する保護者等の悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について、来所相談、出張教育相談、Eメール相談等を通して支援を行う。 年度当初に県内のすべての児童生徒に相談チラシを配付するとともに、多様な広報媒体や関係機関との連携を生かして、相談についての広報・啓発活動を行う。	心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。	心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)延べ3,700件以上 目標年度：H31年度 第2期高知県教育振興基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ■教育相談の実施 来所、出張、メール、電話、こうち高校生・県中生LINE相談 ■相談しやすい体制の充実 相談支援コーディネーターの配置、土日開所、東部・西部相談室の開室 ■広報活動の充実 チラシ・カード・ポスターの配付、広報誌への掲載、関係機関と連携した広報活動等 	心の教育センター
インターネットによる人権侵害	22	【再掲】インターネットの落差別投稿のモニタリングと削除要請	近年、SNSや電子掲示板等に他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が書き込まれるなど、人権を侵害する事例が増加している。 インターネットによる差別的な書き込み等があった場合、サイトの管理者に対し、書き込みの削除を要請するとともに、市町村担当者においても適切に対応できるように情報提供等を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、インターネット上の部落差別情報に関する書き込みのモニタリングと削除要請を行うとともに、特に悪質なものについては法務局へ通報を行う。 ・市町村に対し、インターネットによる差別的な書き込み、及びその対応について情報提供を行う。 ・他の自治体や関係機関と情報共有を行い、インターネットのモニタリング及び削除要請に関するスキルアップを図る。 	インターネット上の書き込み等をモニタリングし、差別的な書き込みについては削除要請を行うことで、インターネットによる人権侵害が予防される。	—	インターネット上の差別的投稿に関するモニタリングとその削除要請を専門業者(PTW)に委託、連携して取組を強化する。	人権・男女共同参画課
インターネットによる人権侵害	23	【再掲】インターネットによる部落差別投稿対応策の市町村への周知	これまでも市町村に対して、情報提供や啓発資料を通して周知してきた。 今後は、県が行った削除依頼の情報も提供しつつ、市町村も自らが対応していくことが必要である。	市町村人権担当職員研修会での情報提供	市町村人権担当職員がインターネット上の人権侵害の書き込みへの対応スキルを身に付け、各市町村で削除要請等の対応ができる状態となる。	—	市町村人権担当職員研修会で情報共有、情報発信を行う。	人権・男女共同参画課
インターネットによる人権侵害	93	インターネット上の差別投稿を抑止するための情報発信	差別的投稿が減ってきてはいるが、いまだになくなっていない現状	市町村人権担当職員研修会での情報提供	インターネット上に差別投稿がほとんど見られない状態	—	市町村人権担当職員研修会で情報発信、情報共有を行う。	人権・男女共同参画課
災害と人権	94	「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の実施	学校における防災教育は一定定着してきたが、取組には地域間・学校間で差があるため、質的向上を図る必要がある。	高知県安全教育プログラムに基づく防災教育の推進	全ての公立学校において、児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力が育成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育(防災の授業・避難訓練)の公立学校における実施率：100% ・各学校が作成している安全教育全体計画の学年別重点目標【災害安全】(児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成)を達成できた学校の割合(小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100%、特別支援学校：100%) 	子どもたちが安全に関する資質・能力を身に付ける防災教育を推進する。 ◇安全教育研修会(学校悉皆) オンデマンド形式(7/19～8/30) ◇高知県学校安全総合支援事業(災害安全) モデル地域・拠点校(4市5拠点校)における取組の実施、普及 南海トラフ地震をはじめとする全ての自然災害に備えるため、実践校(実践委員)の主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。 ◇「高知県高校生防災サミット」 学習会(6月、8月) 被災地訪問(8月兵庫県) 世界津波サミット参加(10月熊本県) 防災士資格取得支援 サミット開催(11月) 実践校の自校での防災活動の支援	学校安全対策課
災害と人権	95	女性防災リーダーの育成	防災・減災対策へジェンダーの視点を反映させることによる防災意識の向上、及び防災分野における女性人材の育成が必要である。	防災分野での女性人材を育成し、また地域での活躍を支援するための取組を実施	防災・減災・復興分野に女性の声が反映される社会の実現が図られる。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・防災分野の女性人材を育成するための連続講座の開催(年4回) ・防災・減災にかかる女性リーダーの必要性及び、女性人材育成事業について、地域の理解促進・連携強化を図るための「地域連携フォーラム」の開催(年1回) 	人権・男女共同参画課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
災害と人権	96	福祉避難所の体制整備 (福祉避難所の指定促進)	令和5年3月末現在、34市町村で243施設が福祉避難所に指定されている。しかし想定される避難者数に対して不足が見込まれる。また、運営体制の実効性を向上させるため、訓練やマニュアルの充実が必要。	さらなる指定促進のため、福祉避難所として最低限必要となる資機材の購入助成を市町村に対し行うなど、福祉避難所の指定促進を図る。また、災害時における円滑な福祉避難所運営に向け、訓練の実施やマニュアル作成を促進する。	県内全市町村で運営体制の強化が図られており、災害時における要配慮者の避難支援対策の取組が進んでいる。	福祉避難所受入可能人数10,400人(2024年度末) 第5期南海トラフ地震対策行動計画(2022～2024年度)	・市町村が行う福祉避難所の指定への支援 ・福祉避難所を運営し、要配慮者を支援する体制の整備 ・福祉避難所運営マニュアルを活用した訓練への支援	地域福祉政策課
災害と人権	97	個別避難計画の作成支援 (要配慮者避難支援対策事業)	県では各市町村の状況に合わせた個別支援を進めた結果、県全体での計画作成率は令和元年度末の19%から令和4年度末の54%と、取組が大きく進んでいる。しかし、まだ作成率が低い市町村もあることから、こうした市町村に対する支援が引き続き必要。また、個別避難計画の実効性を高めるため、計画に基づく訓練実施や、計画の定期的な見直しが必要。	個別避難計画作成や避難行動要支援者が参加した避難訓練実施等を支援することにより、避難支援体制の構築を促進する。	各市町村及び各地域において、個別避難計画の作成や訓練実施が進み、避難支援体制が構築されている。	優先度の高い19市町村の沿岸部(L2津波浸水想定区域内)における同意取得者の個別計画作成率 100%(2025年度末) 第5期南海トラフ地震対策行動計画 (2022～2024年度)	・市町村における個別避難計画の実効性を高めるための訓練などの取組及び作成への支援	地域福祉政策課
災害と人権	98	社会福祉施設の耐震化の促進、施設改修等への補助	耐震化が完了していない社会福祉施設がある。また、地震発生時津波浸水予測区域内に存在している社会福祉施設がある。施設の耐震化及び避難等のための施設改修や設備整備、高台移転等の避難対策が必要。	・社会福祉施設の耐震化の促進 ・社会福祉施設の高台移転等への支援 ・社会福祉施設の施設改修等への支援	全ての社会福祉施設で施設の実情に応じた防災対策が整備されるとともに事業継続に必要な計画が策定されたうえで、定期的訓練が実施され、それにより適宜防災対策が見直される等、防災対策、事業継続におけるPDCAが根付いている。	入所型高齢者施設の耐震化率100% 第5期高知県南海トラフ地震対策行動計画	・社会福祉施設の耐震化の促進 1件着手予定 ・社会福祉施設の高台移転等への支援 高台移転1件完了予定、移転・高層化1件着手予定	長寿社会課
災害と人権	99	防災マニュアルの実行支援・BCP策定支援	事業継続計画が策定されていない社会福祉施設がある。また、実情に応じた防災マニュアルの整備や避難訓練等が十分でない社会福祉施設があり、被災時に支援に必要な高齢者等が逃げ遅れる恐れがある。	・社会福祉施設の防災マニュアルに基づく実行支援(新規施設の指定、既存施設の更新等の際に防災マニュアルの確認や指導を実施) ・従業員50名未満の高齢者施設のうち津波想定浸水区域内にある施設のBCP(事業継続計画)策定率100%に向けた支援	全ての社会福祉施設で施設の実情に応じた防災対策が整備されるとともに事業継続に必要な計画が策定されたうえで、定期的訓練が実施され、それにより適宜防災対策が見直される等、防災対策、事業継続におけるPDCAが根付いている。	防災マニュアルの作成率100% 第5期高知県南海トラフ地震対策行動計画	・BCPの実行支援や通所施設へのBCP策定支援 BCP研修開催	長寿社会課
災害と人権	100	社会福祉施設の高台等への移転支援、避難スペースの整備促進	津波による被害を受ける恐れのある障害者施設等は55か所あるが、平成29年の高台移転の意向調査によると、移転先の確保や法人の財務状況等で難しいと回答した施設もあった。 高台移転及び避難スペースの整備も含む施設整備費(国庫補助事業)は、国の予算が縮小されている。	・津波による被害を受ける恐れのある社会福祉施設の高台等への移転を支援 ・社会福祉施設における在宅障害者向け避難スペースの確保を支援	・津波による被害を受ける恐れのある施設が減っている。 ・避難スペースの整備が進み、障害特性に応じた福祉避難所が増えている。	—	・津波による被害を受ける恐れのある社会福祉施設の高台等への移転を支援 ・社会福祉施設における在宅障害者向け避難スペースの確保を支援	障害福祉課
災害と人権	101	災害時のボランティアの派遣体制の整備	ボランティアの登録はあるが、派遣方法の検討や市町村との調整が必要。	災害時聴覚障害者情報支援ボランティアの避難所等への派遣体制の整備	災害時のボランティアの派遣体制が整備できている。	—	・高知県聴覚障害者情報センターへの委託事業による防災学習会の開催(中部・東部・西部 計3回) ・ボランティア登録者の募集及び、既登録者への防災情報等の提供 ・市町村(避難所)にボランティア派遣事業の周知	障害福祉課
災害と人権	102	災害時の心のケア体制整備	避難所での心のケア活動など、市町村等関係者への心のケアマニュアルの周知がまだ十分とは言えない。	災害時の心のケアマニュアルに基づき、市町村を対象とした研修会や訓練、人材の養成等を通じて、全県での心のケア体制整備を推進	災害時の心のケア体制が整備できている。	—	・令和5年度高知県災害時心のケア活動オンライン研修会 ・高知県DPAT隊員養成研修 ・DPAT受援訓練	障害保健支援課

人権課題	取組番号	取組の名称	現状と課題	取組内容 (R6～R10)	令和10年度の 目指すべき姿	数値目標・設定年度根拠となる プラン名等	R6	担当課
							【P計画】年度計画	
災害と人権	103	避難所運営マニュアルバージョンアップの支援	多様な避難者に配慮した避難所の運営を行える体制とするため、一般の避難所における避難所運営マニュアルのバージョンアップが必要である。	一般の避難所における避難所運営マニュアルバージョンアップの支援	一般の避難所全てで、避難所運営マニュアルのバージョンアップが完了している。	高知県南海トラフ地震対策行動計画	多様な避難者に対応する避難所運営マニュアルとなるよう、地域本部とともに市町村へ働きかけを行う。人事異動による市町村担当者の習熟度の低下も生ずるため、避難所の状況調査を通じ、各市町村のマニュアルの習熟を図る。	南海トラフ地震対策課
性的指向・性自認	104 新規	啓発月間等における広報や啓発活動	性の多様性に対する理解を深め、差別や偏見のない、多様性が尊重される社会の実現を図るため、継続的な広報・啓発活動が必要である。	啓発月間等における広報・啓発活動を継続的に実施	社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現が図られる。	県の人権に関する県民意識調査において、「性的指向や性自認に関する人権上の問題点がわからない」の割合:15%以下(R10) 高知県人権施策基本方針～第3次改定版～	・啓発月間における高知城レインボーライトアップの後援(高知市実施 6/7～6/9) ・啓発月間における啓発物品の設置 ・市町村のパートナーシップ制度に関する広報の実施	人権・男女共同参画課
性的指向・性自認	105 新規	男女共同参画センター「ソーレ」における相談窓口の充実	こうち男女共同参画センター「ソーレ」において通話料無料の相談電話を開設し、LGBTQに関する本人、家族、職場関係者等からの相談に対応している。(令和4年度相談件数:21件)	LGBTQに関する本人、家族、職場関係者等からの相談に対応するための「にじいろコール」を設置	社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現が図られる。	—	・にじいろコール～LGBTsに関する相談～(月1日開設) ・SOGIに関する講座開催案内と併せ、学校等に向けてにじいろコールのチラシを送付 ・中山間地域での出張カフェなど様々な場を活用し、チラシの配布等により相談窓口を周知する。	人権・男女共同参画課
性的指向・性自認	106 新規	パートナーシップ制度の導入に関する広域調整や情報提供等	パートナーシップ制度とは、性的マイノリティの方々に対して、自治体が婚姻に準ずる関係であると認める制度。同制度が導入されることで、性の多様性に対する理解が進むことが期待される。令和5年10月時点で、県内6市町において同制度が導入されており、引き続き、各市町村において、住民の理解を得ながら、同制度の導入に向けての検討が進むように、必要な広域調整や情報提供を実施する。	・市町村のニーズに応じた同制度に関する市町村間の広域調整の実施 ・市町村担当者会などの様々な機会を通じた同制度に係る情報提供の実施	住民の理解のもとに同制度の導入が推進され、性の多様性についての理解が推進される	—	・制度利用者が転居する際の手続きを簡素化するなど、広域的な調整を実施 ・パートナーシップ制度に関する情報共有を目的とした市町村との担当者会を実施 ・制度導入済市町村における制度の幅の拡大や導入を希望する市町村への後押しのための情報提供等を実施	人権・男女共同参画課